

大郷町地域福祉計画

令和7年3月

大 郷 町

はじめに

近年、少子高齢化による人口減少や単身世帯の増加、近隣関係の希薄化やライフスタイルの変化などによる社会的孤立、高齢の親と無職独身や障がいのある 50 代の子が同居することによる 8050 問題や、介護と育児に同時に直面するダブルケアなど、地域で暮らしていくうえで一人ひとりが抱えている課題は複雑化・複合化しています。



このような課題に対応していくためには、誰もが地域社会の中で孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

こうした中、行政と町民が一体となって地域福祉を一層推進するため、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「大郷町地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の取組を進めてまいります。

また本計画は、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉の取組と連動させて推進してまいります。

地域福祉の推進は、行政だけでできるものではなく、町民や関係者の皆様との連携・協働による取組なくしては実現できません。今後とも皆様の格別のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり多大なご尽力をいただきました大郷町地域福祉計画推進協議会委員をはじめ、アンケート調査並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの町民や関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

大郷町長 田中 学

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置付け	2
第2章	地域福祉を取り巻く環境	4
1	地域福祉推進にかかる背景	4
2	「地域共生社会」の実現に向けた動き	5
3	宮城県の動き	6
4	大郷町総合計画の方向性	7
第3章	本町の状況	8
1	人口・世帯	8
①	世帯数の推移	9
②	母子・父子世帯の状況	10
③	高齢者世帯の状況	10
2	支援を必要としている人の状況	11
3	アンケート調査からみる状況	13
4	各地区の状況	26
5	地域福祉における課題	29
第4章	計画の基本的な考え方	32
1	基本理念	32
2	基本目標	33
3	施策体系	35
第5章	施策の展開	36
基本目標1	地域・人をつなぐ仕組み・体制の構築・強化	36
1-1	地域における居場所づくりの推進	36
1-2	多様な交流活動の促進とつながりの創出	38
1-3	連携ネットワークと包括的な相談支援体制の強化	40
基本目標2	地域福祉を担う人材の確保・育成	42
2-1	福祉意識の醸成	42
2-2	地域における支え合い活動の活性化	44
2-3	福祉人材の確保・育成	46

基本目標3 必要な支援を適切に受けられる体制の整備・充実	48
3-1 ケアマネジメント体制・コーディネート機能の強化	48
3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上	50
3-3 情報提供の充実	52
基本目標4 安全・安心な暮らしの確保	54
4-1 成年後見制度等の利用促進（成年後見制度利用促進計画）	54
4-2 虐待防止対策の強化	56
4-3 生活困窮者支援の充実	58
4-4 災害時支援体制の強化	60
4-5 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）	62
4-6 安全・安心な地域環境の整備	64
第6章 計画の推進	66
1 計画の推進体制	66
2 計画の進捗管理	66
資料編	67
1 大郷町地域福祉計画推進協議会設置要綱	67
2 大郷町地域福祉計画推進協議会委員名簿	68
3 用語解説	69

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域で暮らしていくうえで一人ひとりが抱えている課題は複雑化・複合化しており、このような課題に対応していくためには、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難であり、課題を世帯としてとらえ、包括的に支援していく必要があります。

こうした中、平成30年4月施行の改正社会福祉法により、これまで任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、策定に際しては、高齢者や障がい者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する「上位計画」として位置付けるものとされています。

本町においても、各分野の関係機関や庁内組織が連携するとともに、地域住民と行政、ボランティア、NPO法人、サービス事業者などが力を合わせ、補完し合いながら、それぞれの役割の中でできることを実行していくことにより、誰もが地域の一員として安心して暮らし、あらゆる分野の活動に参画することができる地域社会を目指すため、本計画を策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

■法的位置づけ

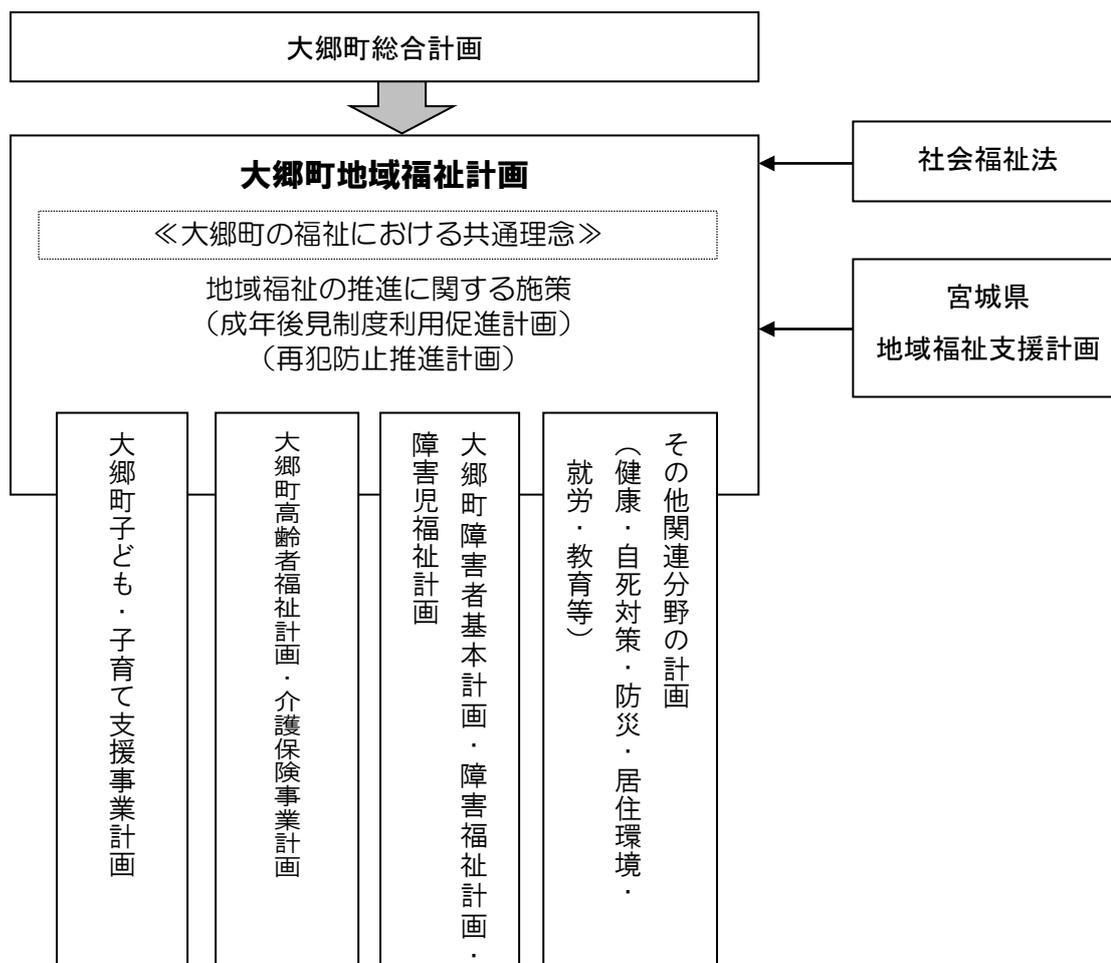
本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けられ、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく本町における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進計画」という。）」及び再犯の防止等に関する法律第 8 条に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「再犯防止推進計画」という。）」としても位置付けます。

■関連計画との関係

本計画は、町政の最上位計画である「大郷町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、福祉分野における個別計画に共通する理念を示し、取組の整合性を図るものです。

さらに、住民・地域・各種団体・関係機関・行政等の協働によって地域福祉を推進していく指針としての役割も果たします。



■持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2030年を目標年として「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴールと169のターゲットを定めた世界共通の目標です。

本計画においても、SDGsの理念及び目指す方向性を踏まえた取組を推進します。本計画に特に関連するゴールは以下のとおりです。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワメントを行う</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 地域福祉推進にかかる背景

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と人生100年時代の到来

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進行しています。特に、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には、社会活動の担い手が急激に減少することから、地域社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

一方で、平均寿命・健康寿命が延伸し、人生100年時代が到来するともいわれています。元気な高齢者が地域の担い手として活躍することが期待され、その仕組みづくりが求められています。

(2) 抱えている課題の複雑化・複合化

例えば、高齢の親と無職独身や障がいのある50代の子が同居することによる問題(8050問題)や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

(3) 人と人とのつながりの希薄化・孤立化

近隣関係の希薄化や価値観の多様化に加え、コロナ禍における各種活動の自粛・行動制限などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

誰もが地域社会の中で孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

2 「地域共生社会」の実現に向けた動き

(1) 地域における包括的支援体制づくりと地域福祉計画策定の努力義務化

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

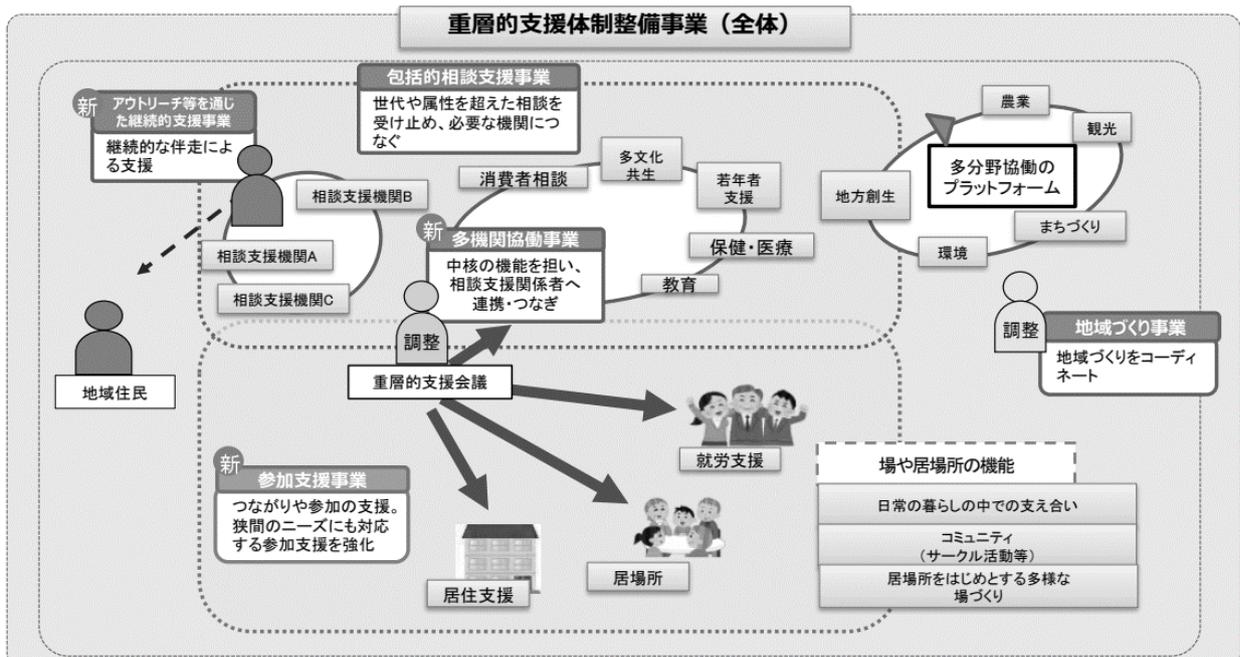
地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29（2017）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されています。

(2) 重層的支援体制整備事業の創設

これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことから、令和2（2020）年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、令和3（2021）年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されることになりました。

重層的支援体制整備事業では、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとしています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



3 宮城県の動き

宮城県では、住民主体による支え合い活動を推進し、市町村が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、令和3（2021）年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」（以下、「第4期県計画」という。）を策定しています。

第4期県計画では、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を基本理念とし、その実現に向けて「地域住民が共に支え合う地域づくり」、「ネットワークによる活動の促進」、「東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成」の3つの基本的な視点のもと、「地域共生社会実現のための体制整備」、「地域福祉活動の推進」、「地域福祉活動を担う多様な担い手づくり」、「福祉サービスの質の向上」、「災害や感染症への対応」、「東日本大震災の被災者支援」の6つの取組の方向性を示し、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現に向けた施策の展開を図っています。

■宮城県地域福祉支援計画（第4期）の概要

【基本理念】

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

【基本的な視点】

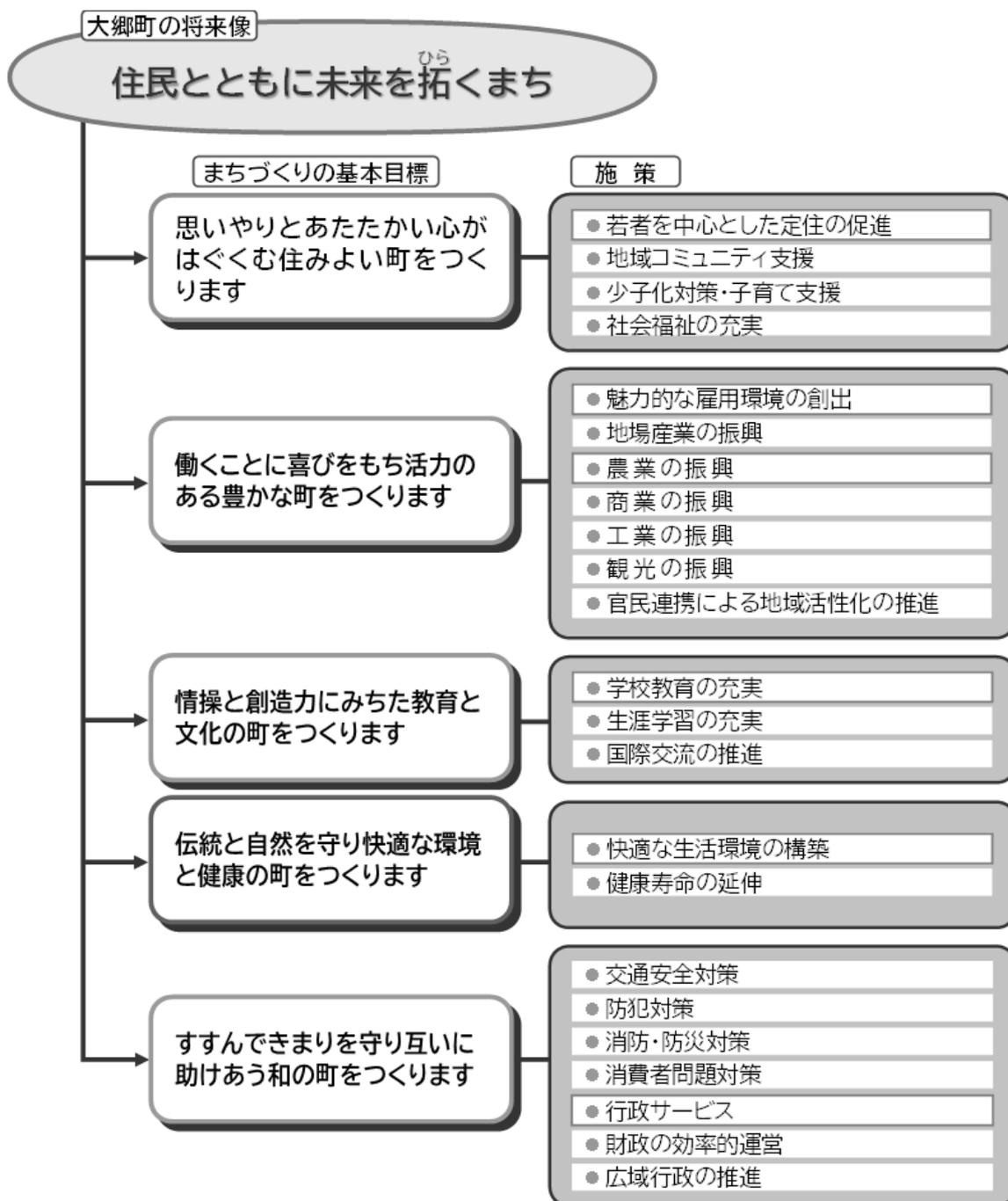
1. 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進
2. ネットワークによる活動の促進
3. 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成

【取組の方向性】

- (1) 地域共生社会実現のための体制整備
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 災害や感染症への対応
- (6) 東日本大震災の被災者支援

4 大郷町総合計画の方向性

本町では、令和7年度から令和16年度を計画期間とする大郷町総合計画において、「住民とともに未来を拓くまち^{ひら}」を将来像としています。また、5つの基本構想のひとつとして、「思いやりとあたたかい心がはぐくむ住みよい町をつくります」を掲げ、「地域コミュニティ支援」や「少子化対策・子育て支援」、「社会福祉の充実」を推進しています。



第3章 本町の状況

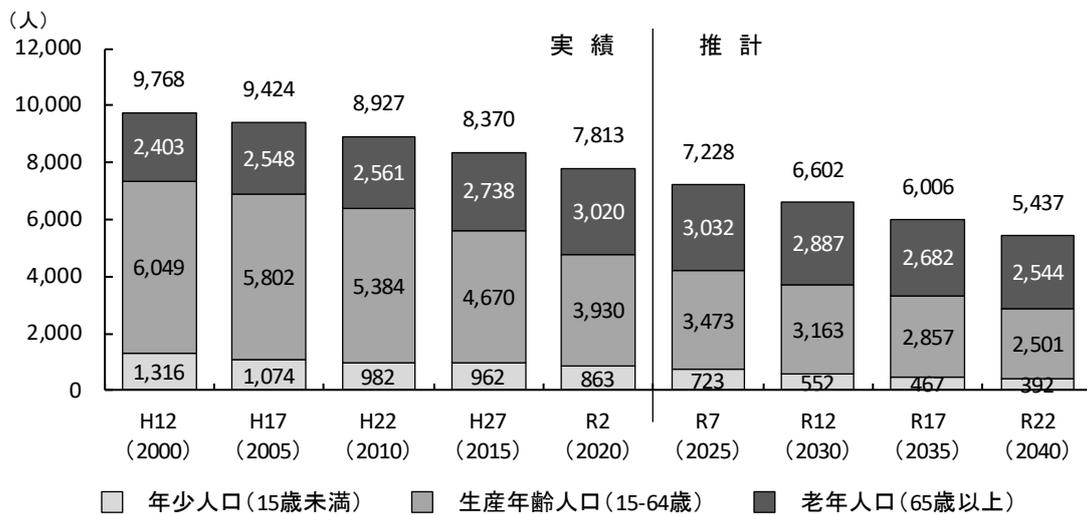
1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年時点で7,813人となっています。今後も人口減少が続き、令和22（2040）年には6千人を下回ると推計されています。

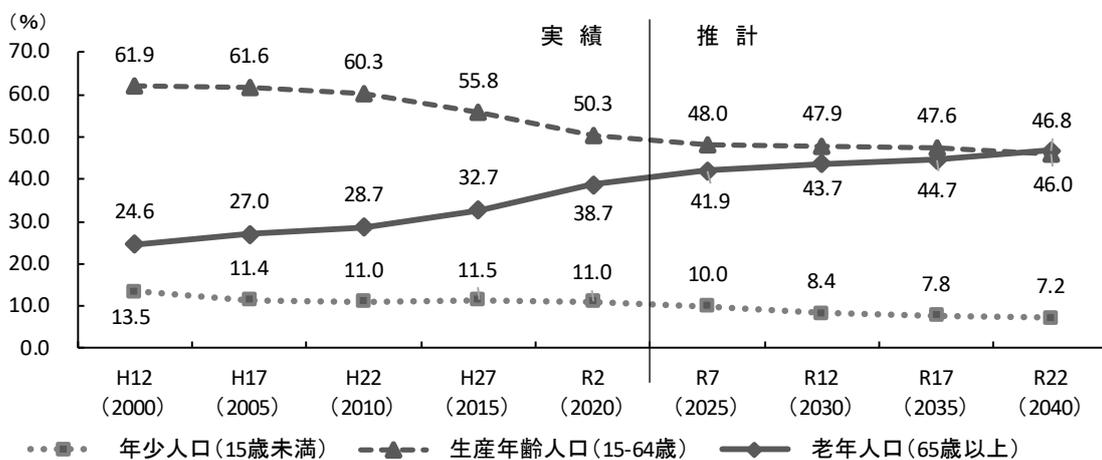
年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加し続け、高齢化率は令和2（2020）年時点で38.7%となっています。いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、生産年齢人口より老年人口のほうが上回ると見込まれており、地域社会を支える担い手の確保が大きな課題となります。

■ 年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

■ 年齢3区分別人口割合の推移



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

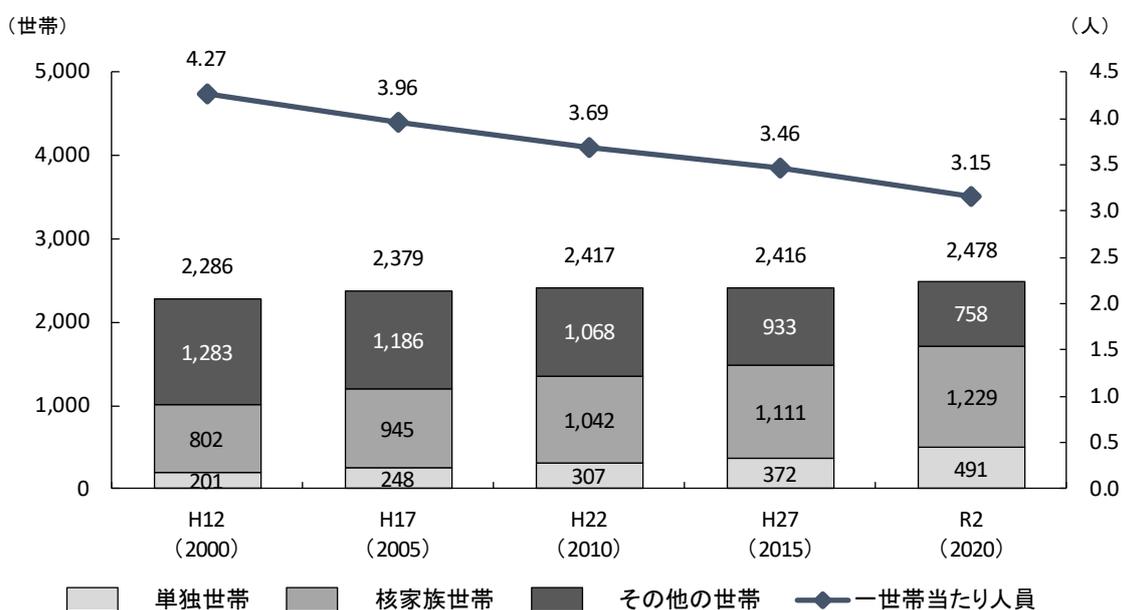
(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で2,478世帯となっています。

世帯構成別にみると、単独世帯及び核家族世帯が増加し、三世帯世帯などその他の世帯は減少傾向がみられ、一世帯当たり人員が減少しています。価値観の多様化等に伴って家族の在り方やその機能も変化してきており、それらに対応した支え合い体制を構築していく必要があります。

■世帯構成別世帯数・一世帯当たり人員の推移

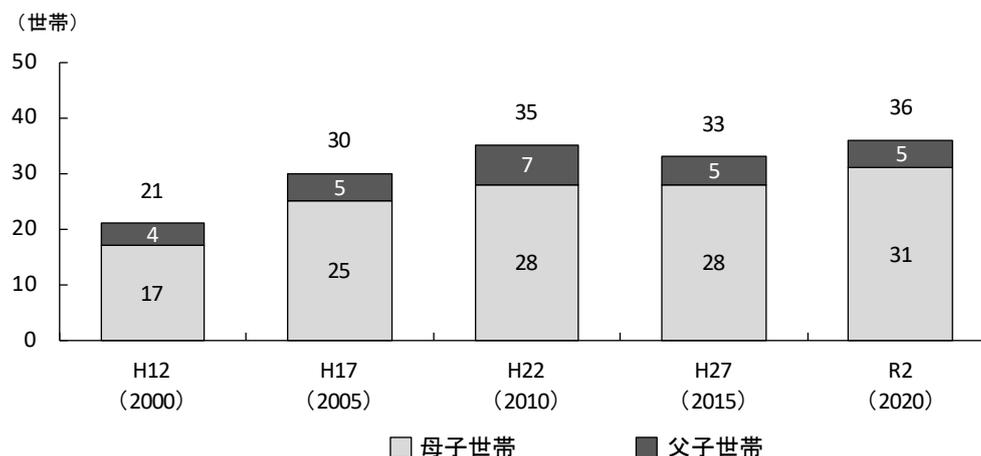


	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
一般世帯数	2,286	2,379	2,417	2,416	2,478
増減数	-	93	38	-1	62
(増減率・%)	-	(4.1)	(1.6)	(▲0.0)	(2.6)
単独世帯 (割合)	201 (8.8)	248 (10.4)	307 (12.7)	372 (15.4)	491 (19.8)
核家族世帯 (割合)	802 (35.1)	945 (39.7)	1,042 (43.1)	1,111 (46.0)	1,229 (49.6)
その他の世帯 (割合)	1,283 (56.1)	1,186 (49.9)	1,068 (44.2)	933 (38.6)	758 (30.6)

② 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯数の推移をみると、平成 22（2010）年までは増加傾向にありましたが、平成 23（2011）年の東日本大震災後に一旦減少、令和 2（2020）年には再び増加し、母子世帯が 31 世帯、父子世帯が 5 世帯、計 36 世帯となっています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移

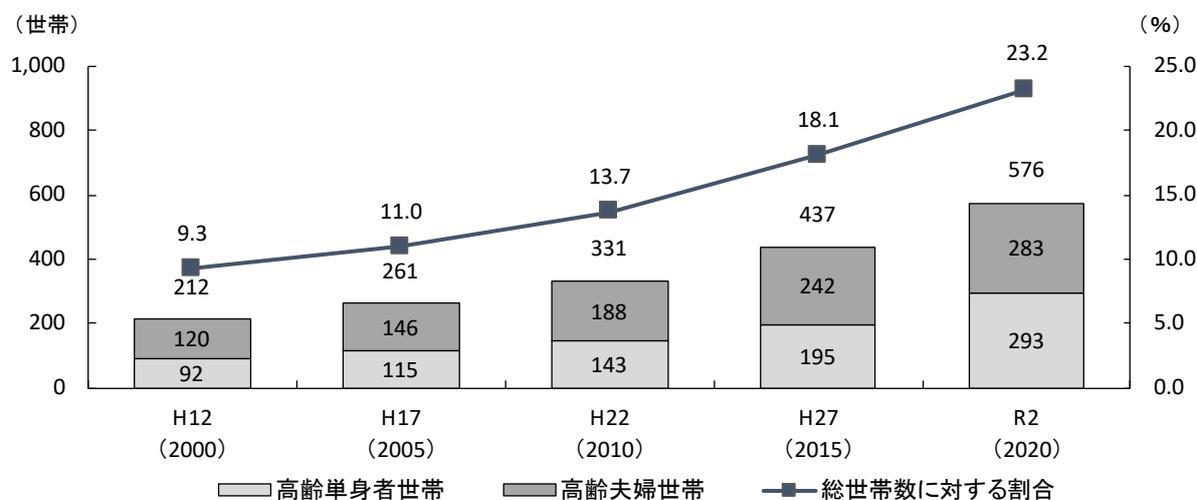


出典：国勢調査

③ 高齢者世帯の状況

高齢単身者世帯及び高齢夫婦世帯（夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の世帯）は年々増加しています。令和 2（2020）年で高齢単身者世帯が 293 世帯、高齢夫婦世帯が 283 世帯、計 576 世帯で全体の 2 割以上を占めており、地域による見守り、支え合いや支援サービスの充実が求められます。

■ 高齢単身者世帯数・高齢夫婦世帯数の推移



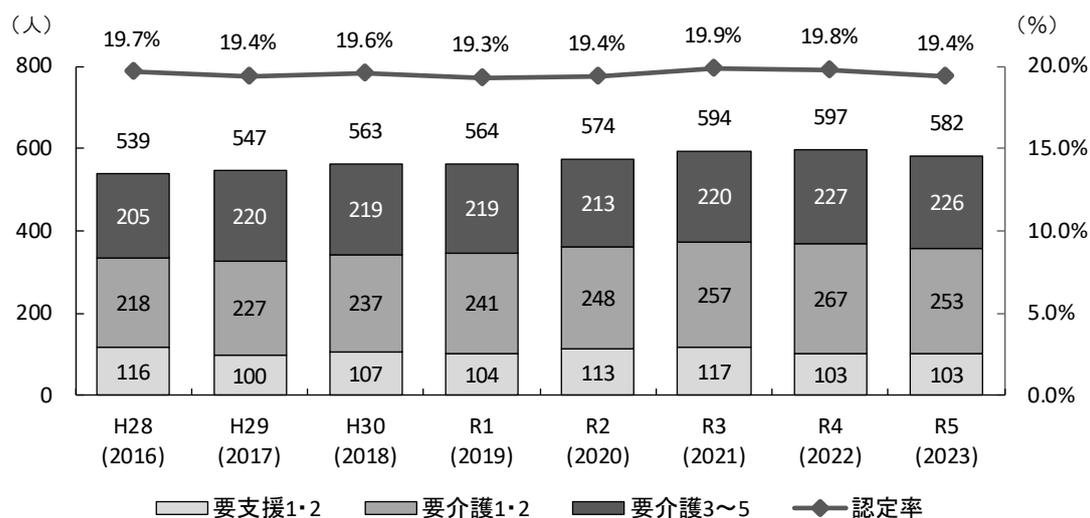
出典：国勢調査

2 支援を必要としている人の状況

(1) 要介護・要支援認定者数

高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者も増加傾向にあり、令和4（2022）年9月末時点で597人となっています。要介護認定率は概ね横ばいで推移しています。

■第1号被保険者要介護・要支援認定者数及び認定率の推移

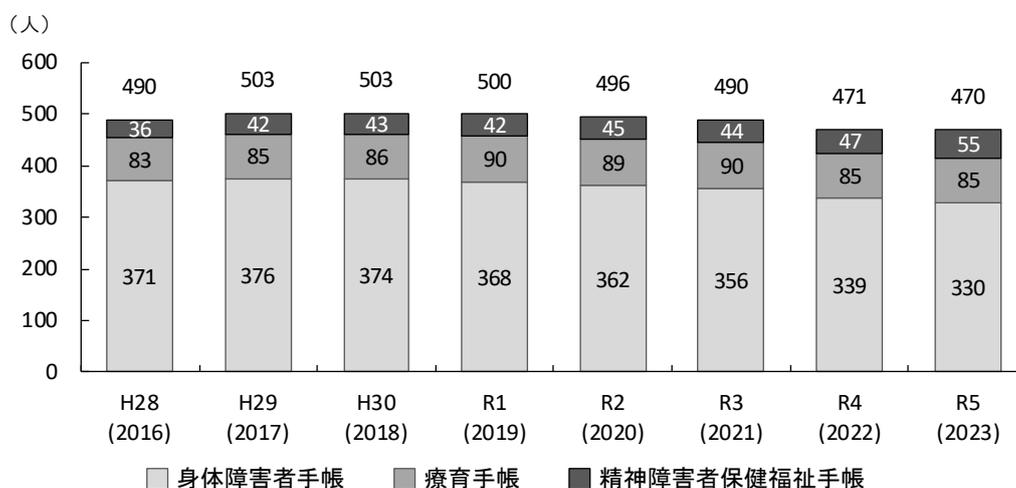


出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数の推移をみると、手帳所持者数は令和元（2019）年度以降、減少傾向にあり、令和5（2023）年度末時点で470人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数が減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

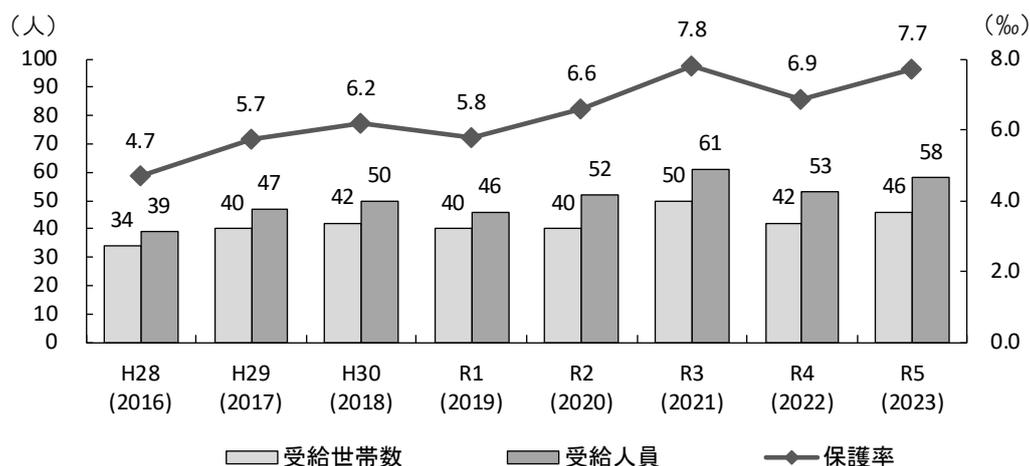


出典：保健福祉課（各年度3月末現在）

(3) 生活保護の状況

生活保護の受給状況をみると、受給世帯、受給人員ともに増加傾向にあり、人口 1,000 人当たり受給者数（保護率）も上昇してきています。令和 5 年度末時点で受給世帯が 46 世帯、受給人員が 58 人、保護率は 7.7%となっています。

■生活保護受給世帯数、受給人員、保護率の推移

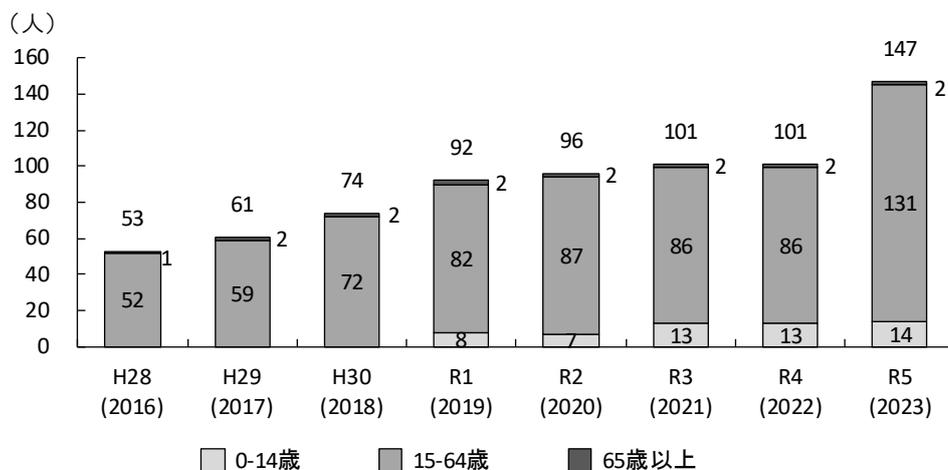


出典：宮城県生活保護統計（各年度末現在）

(4) 外国人人口の推移

本町に在住する外国人は増加傾向にあります。特に令和 5 年には、町内事業所で働く外国人が増えたため、大きく増加し、147 人となっています。

■年齢 3 区分別_外国人人口の推移



出典：住民基本台帳（各年度末現在）

3 アンケート調査からみる状況

本町における地域福祉にかかる現状や意識、地域の関係団体等における活動状況や課題等を把握し、計画策定に反映させるため、アンケート調査を行いました。

調査の実施概要及び集計結果の概要は以下のとおりです。

① 調査目的

本調査は、住民がともに支え合う福祉社会の実現にむけて「地域福祉計画」の策定に当たり、住民の普段の生活や地域との関わり、福祉に関する考え方等を把握し、計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

② 実施概要

調査対象	本町在住の18歳以上の方から無作為抽出した2,900人
調査期間	令和5年2月24日～令和5年3月20日
調査方法	郵送配付・郵送回収
配付・回収	配付数：2,900票 回収：1,093票 回収率：37.7%

③ 報告書の見方

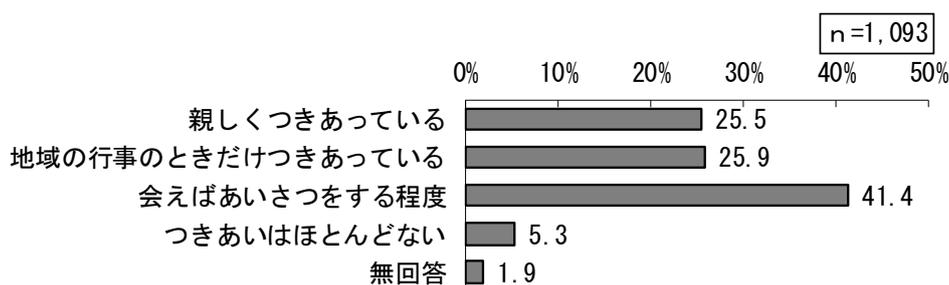
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、構成比算出の母数（回答者数）を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 設問の中には前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。
- 図表中の数値は四捨五入により表示しているため、合計や増減の数値が表示上の数値の計算結果と合わない場合があります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 母数が100未満の場合の百分率は、統計的誤差が大きい可能性が高いため、数値の取扱いには特に注意が必要となります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(1) 近所づきあいについて

近所づきあいの程度について、「会えばあいさつをする程度」が41.4%で最も高く、次いで「地域の行事の時だけつきあっている」(25.9%)、「親しくつきあっている」(25.5%)と続いています。

年齢別にみると、年代が若いほど「会えばあいさつをする程度」、「つきあいはほとんどない」の割合が高く、60歳代以上では「親しくつきあっている」の割合が最も高くなっており、年代によって近所づきあいの程度に違いがみられます。

■近所づきあいの程度



(単位：人、%)

		n	親しくつきあっている	地域の行事のときだけつきあっている	会えばあいさつをする程度	つきあいはほとんどない	無回答
全体		1,093	25.5	25.9	41.4	5.3	1.9
性別	男性	508	26.2	31.7	35.6	4.9	1.6
	女性	572	25.2	20.3	46.5	5.8	2.3
	その他	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
年齢	10・20歳代	47	10.6	4.3	68.1	14.9	2.1
	30歳代	109	17.4	16.5	53.2	11.9	0.9
	40歳代	175	10.3	24.6	54.9	10.3	0.0
	50歳代	175	19.4	30.3	45.1	4.0	1.1
	60歳代	314	33.4	30.3	31.5	3.2	1.6
	70歳以上	262	36.3	25.6	32.4	1.1	4.6

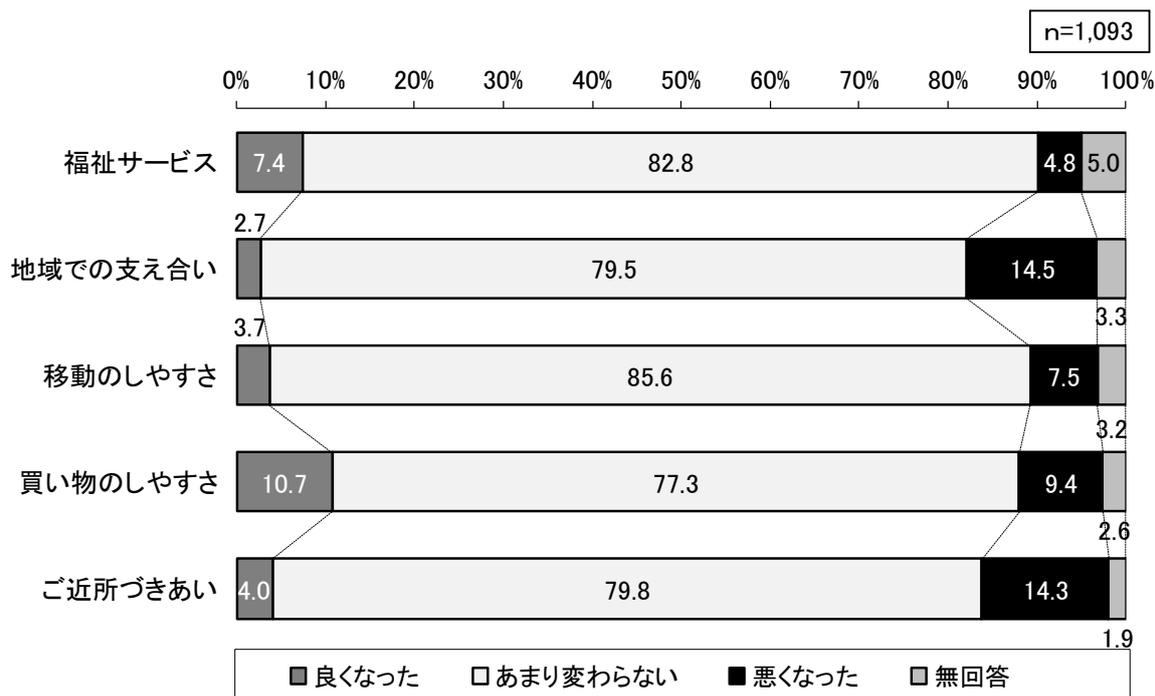
※性別や年齢を回答していない人がいるため、性別や年齢の合計が全体の数値と合致していません。

(2) 地域の変化について

5年前と比べて良くなったと感じる割合が高い項目は「買い物のしやすさ」(10.7%)や「福祉サービス」(7.4%)、悪くなったと感じる割合が高い項目は「地域での支え合い」(14.5%)や「ご近所づきあい」(14.3%)となっています。

買い物の利便性や公的サービスの向上が図られた一方で、地域におけるつながりが希薄化している状況がうかがえます。

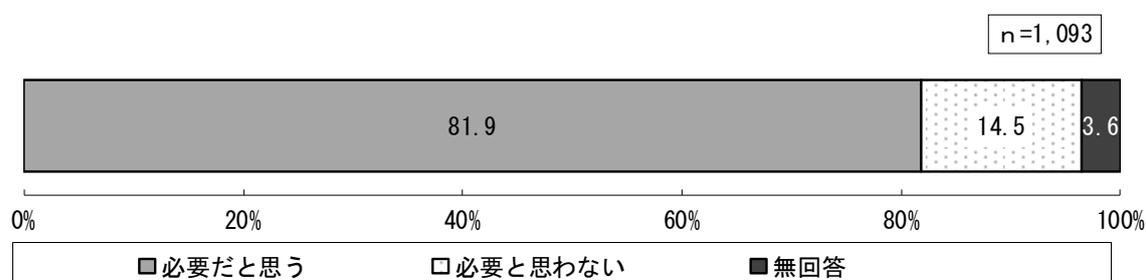
■ 5年前と比べた地域の変化



(3) 地域での助け合いについて

地域での課題に対する住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係について、「必要だと思う」が81.9%、「必要と思わない」が14.5%となっています。

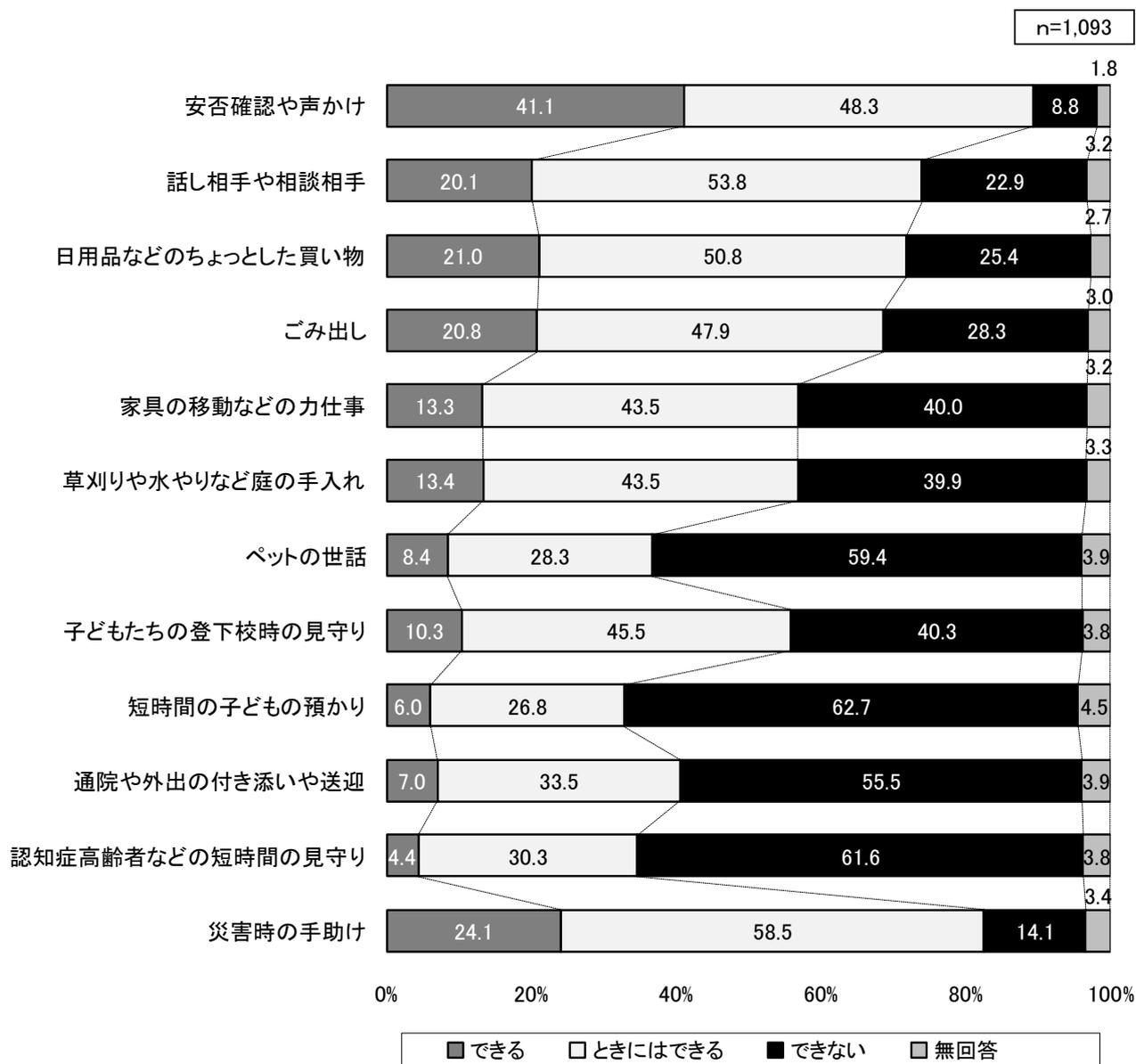
■ 住民同士の自主的な助け合い、支え合いの必要性



近所や地域に困っている家庭がある場合、手助けできるかどうかについて、「できる」と「ときにはできる」を合わせた割合が最も多い項目は「安否確認や声かけ」（89.4%）、次いで、「災害時の手助け」（82.6%）、「話し相手や相談相手」（73.9%）と続いています。

一方、「できない」が最も多い項目は「短時間の子どもの預かり」（62.7%）、次いで「認知症高齢者などの短時間の見守り」（61.6%）、「ペットの世話」（59.4%）と続いています。

■近所や地域に困っている家庭がある場合に手助けできること

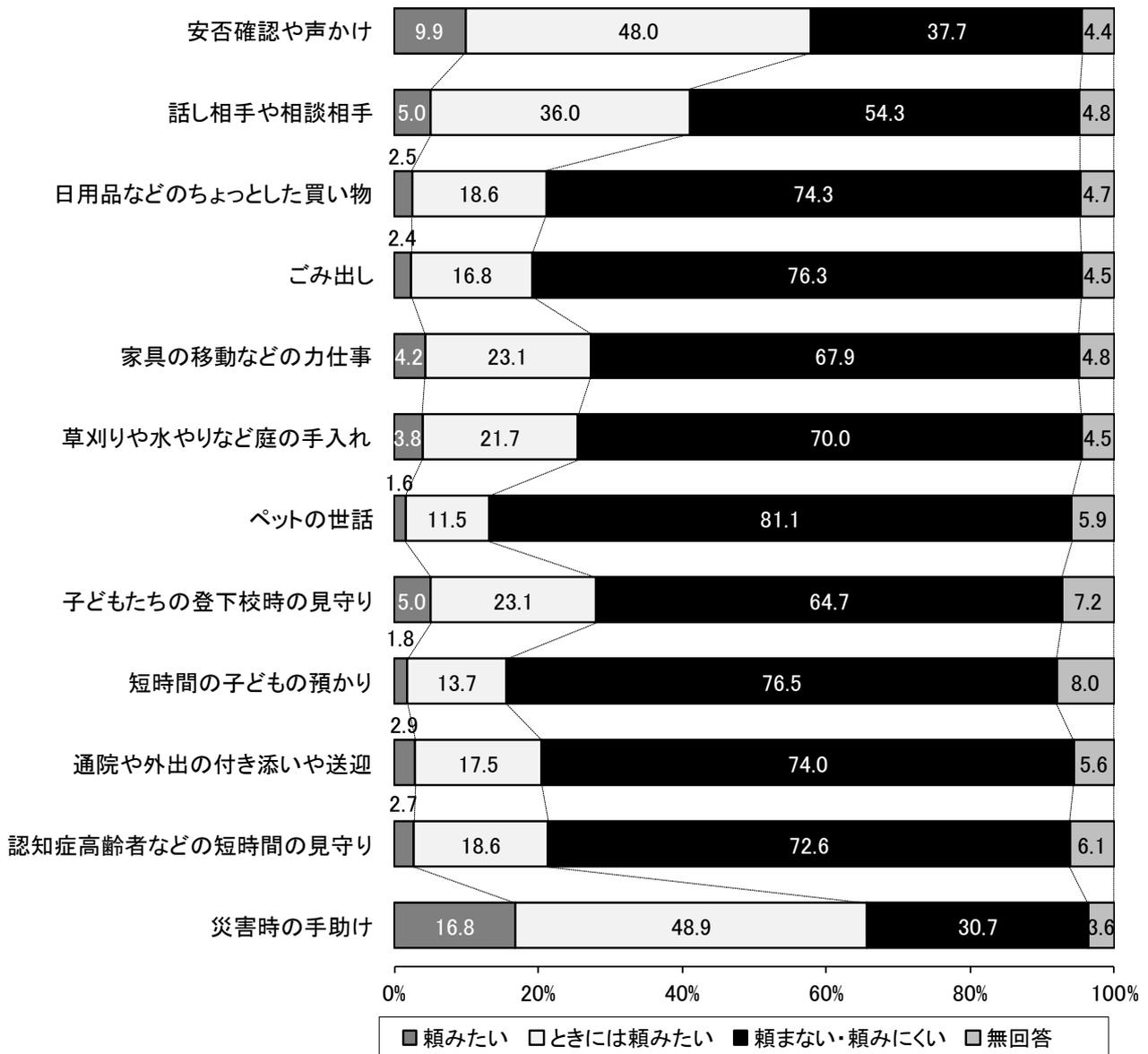


近所や地域の人に対して、手助けを頼みたいと思うことについて、「頼みたい」と「ときには頼みたい」を合わせた割合が最も高い項目は「災害時の手助け」（65.7%）、次いで「安否確認や声かけ」（57.9%）、「話し相手や相談相手」（41.0%）と続いています。

一方、「頼まない・頼みにくい」が最も多い項目は「ペットの世話」（81.1%）、次いで「短時間の子どもの預かり」（76.5%）、「ごみ出し」（76.3%）と続いています。

■近所や地域の人に手助けを頼みたいと思うこと

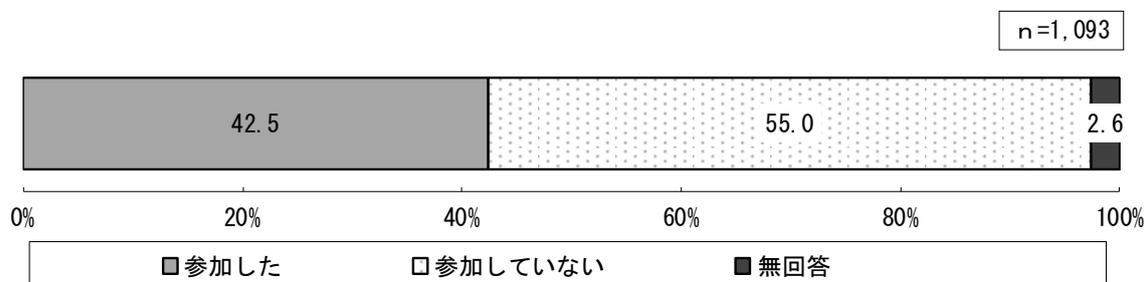
n=1,093



(4) ボランティア活動について

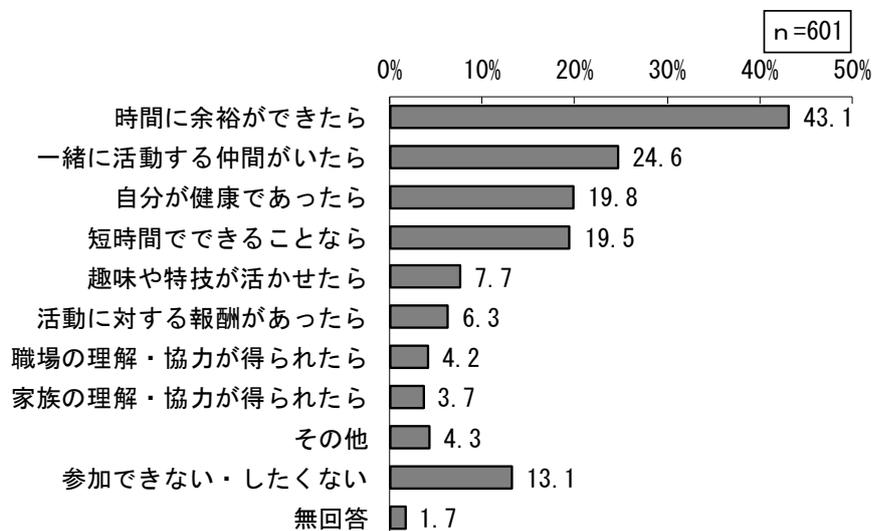
この1年間の地域活動やボランティア活動への参加状況について、「参加していない」が55.0%、「参加した」が42.5%となっています。

■この1年間での地域活動やボランティア活動への参加状況



地域活動やボランティア活動に参加していない人に、参加できる条件・状況についてうかがったところ、「時間に余裕ができたら」が43.1%で最も高く、次いで「一緒に活動する仲間がいたら」(24.6%)、「自分が健康であったら」(19.8%)と続いています。

■地域活動やボランティア活動に参加できる条件・状況

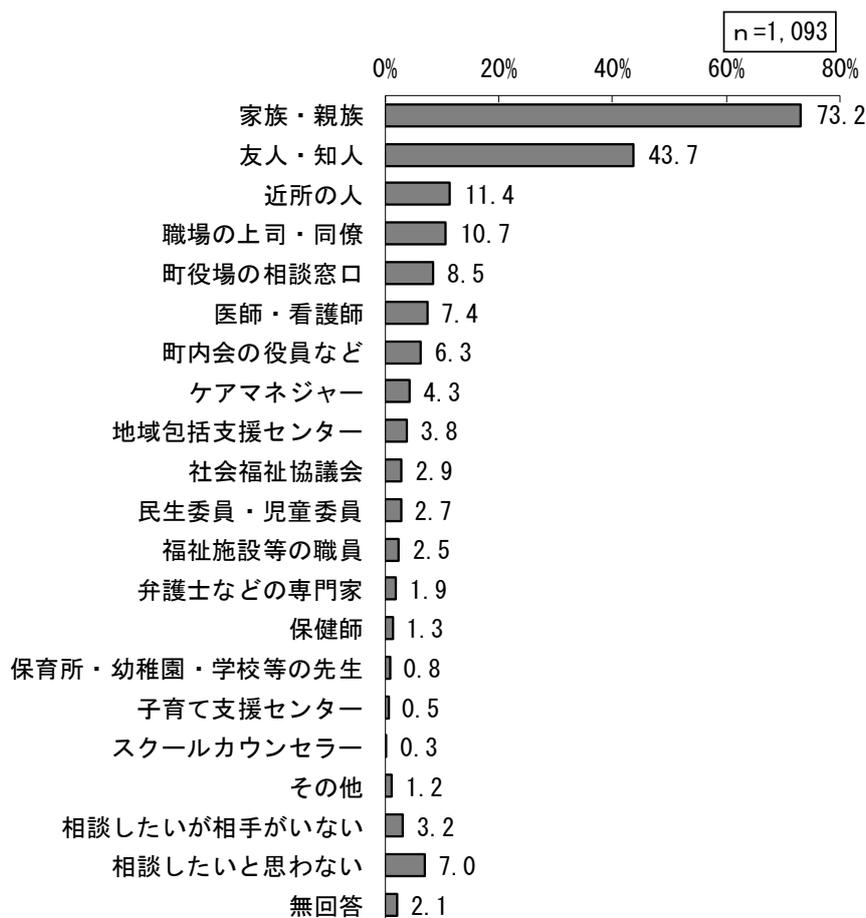


(5) 悩みや困りごとの相談先について

地域生活の中で悩んだり困ったりしたときの相談先について、「家族・親族」が 73.2%で最も高く、次いで「友人・知人」(43.7%)、「近所の人」(11.4%)と続いています。

「相談したいが相手がない」は 3.2%、「相談したいと思わない」が 7.0%となっています。

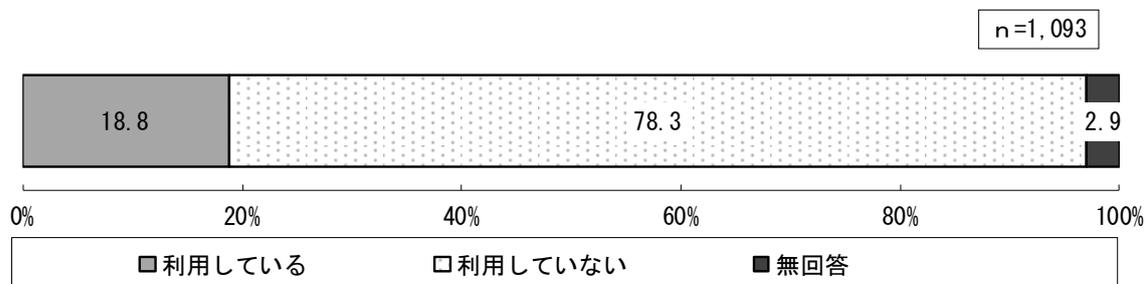
■悩みや困りごとの相談先



(6) 福祉サービスの利用について

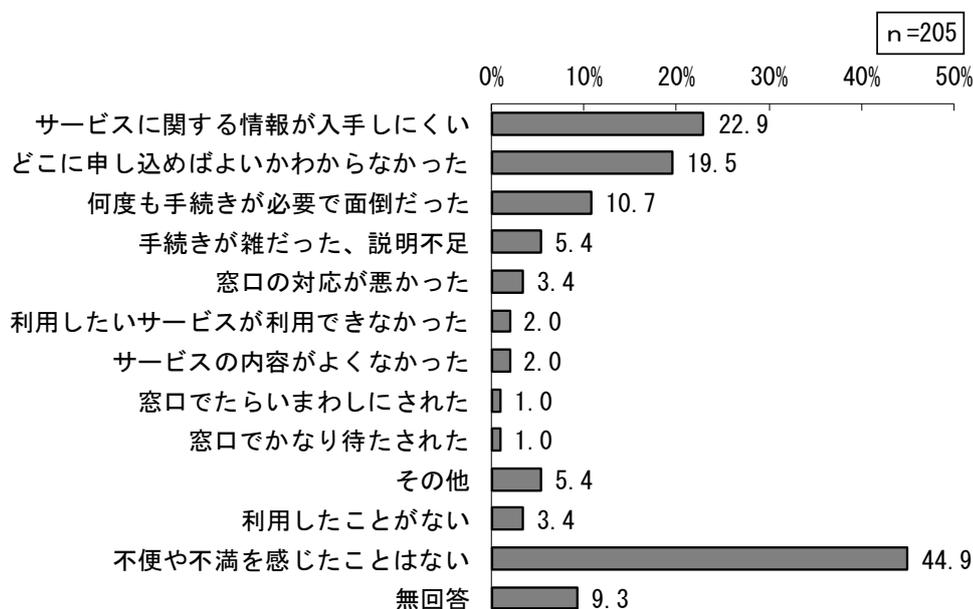
本人もしくは家族の福祉サービスの利用について、「利用していない」が 78.3%、「利用している」が 18.8%となっています。

■福祉サービスの利用状況



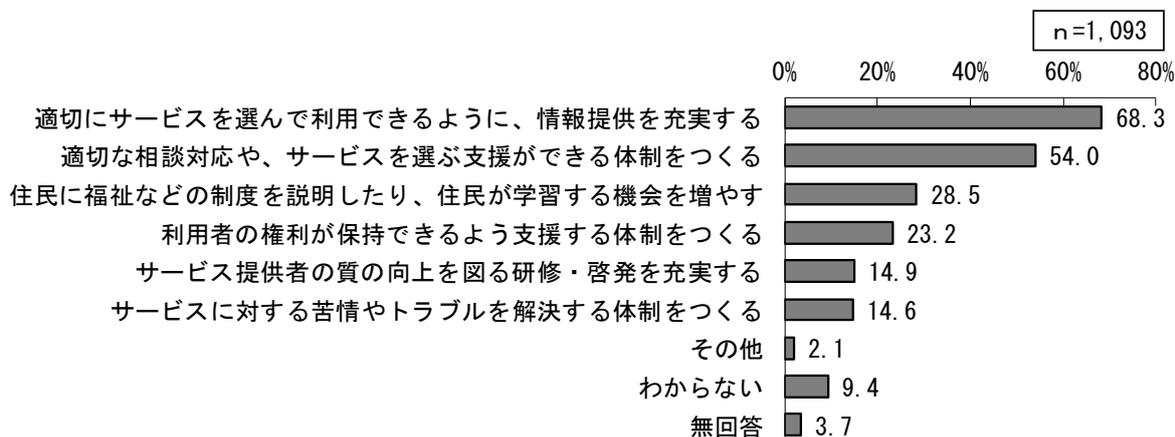
福祉サービスを利用している人に、利用や手続きなどで不便や不満を感じたことについてうかがったところ、「不便や不満を感じたことはない」が 44.9%で最も高く、次いで「サービスに関する情報が入手しにくい」(22.9%)、「どこに申し込めばよいかわからなかった」(19.5%)と続いています。

■福祉サービスで不便や不満を感じたこと



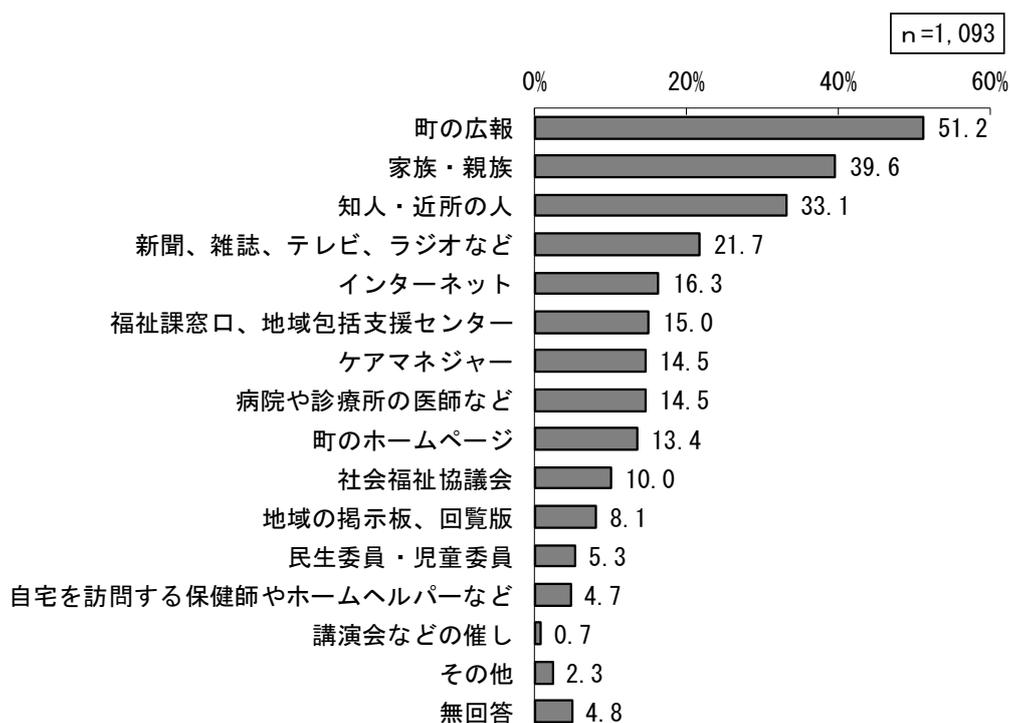
必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきことについて、「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」が 68.3%で最も高く、次いで「適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制をつくる」(54.0%)、「住民に福祉などの制度を説明したり、住民が学習する機会を増やす」(28.5%)と続いています。

■必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこと



福祉に関する情報の入手先について、「町の広報」が 51.2%で最も高く、次いで「家族・親族」(39.6%)、「知人・近所の人」(33.1%)と続いています。

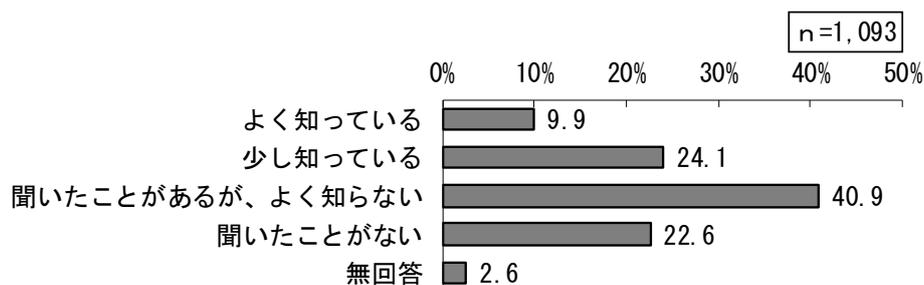
■福祉に関する情報の入手先



(7) 成年後見制度について

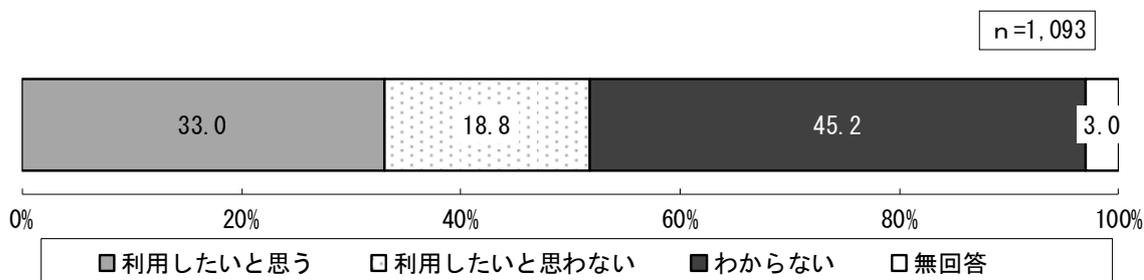
成年後見制度の認知度について、「聞いたことがあるが、よく知らない」が 40.9%で最も高く、次いで「聞いたことがない」(22.6%)が続いています。「よく知っている」(9.9%)と「少し知っている」(24.1%)を合わせた『知っている』は 34.0%となっています。

■成年後見制度の認知度



本人が認知症などで判断が十分にできなくなったときの成年後見制度の利用意向について、「わからない」が 45.2%、「利用したいと思う」が 33.0%、「利用したいと思わない」が 18.8%となっています。

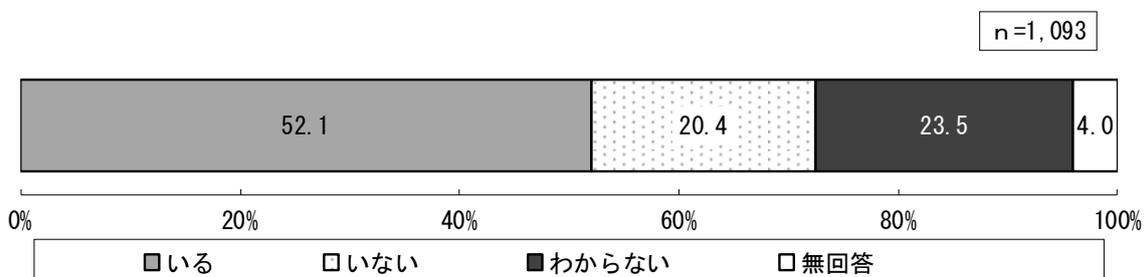
■成年後見制度の利用意向



(8) 災害時について

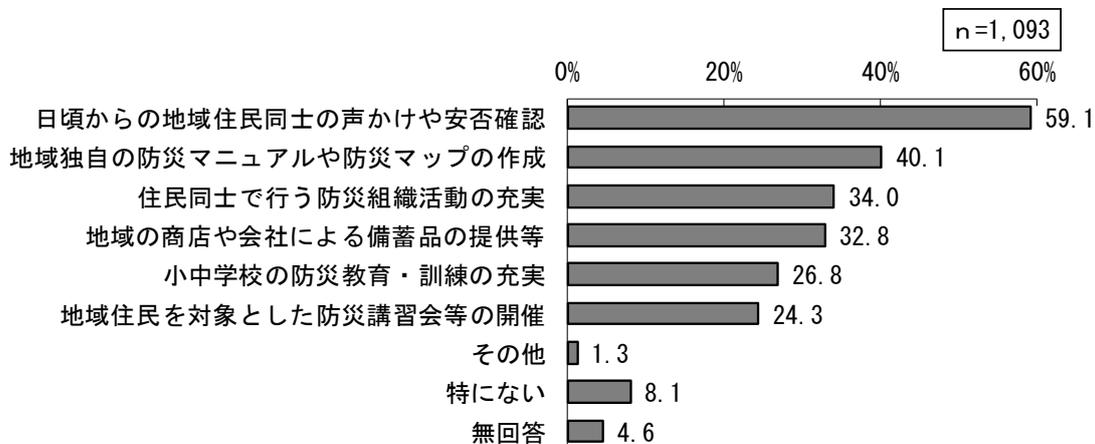
災害発生時に避難の手助けが必要な人が近所にいるかどうかについて、「いる」が52.1%、「いない」が20.4%、「わからない」が23.5%となっています。

■災害発生時に避難の手助けが必要な人が近所にいるか



災害時に備えて地域で取り組むと良いと思うことについて、「日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認」が59.1%で最も高く、次いで「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」(40.1%)、「住民同士で行う防災組織活動の充実」(34.0%)と続いています。

■災害時に備えて取り組むと良いと思うこと

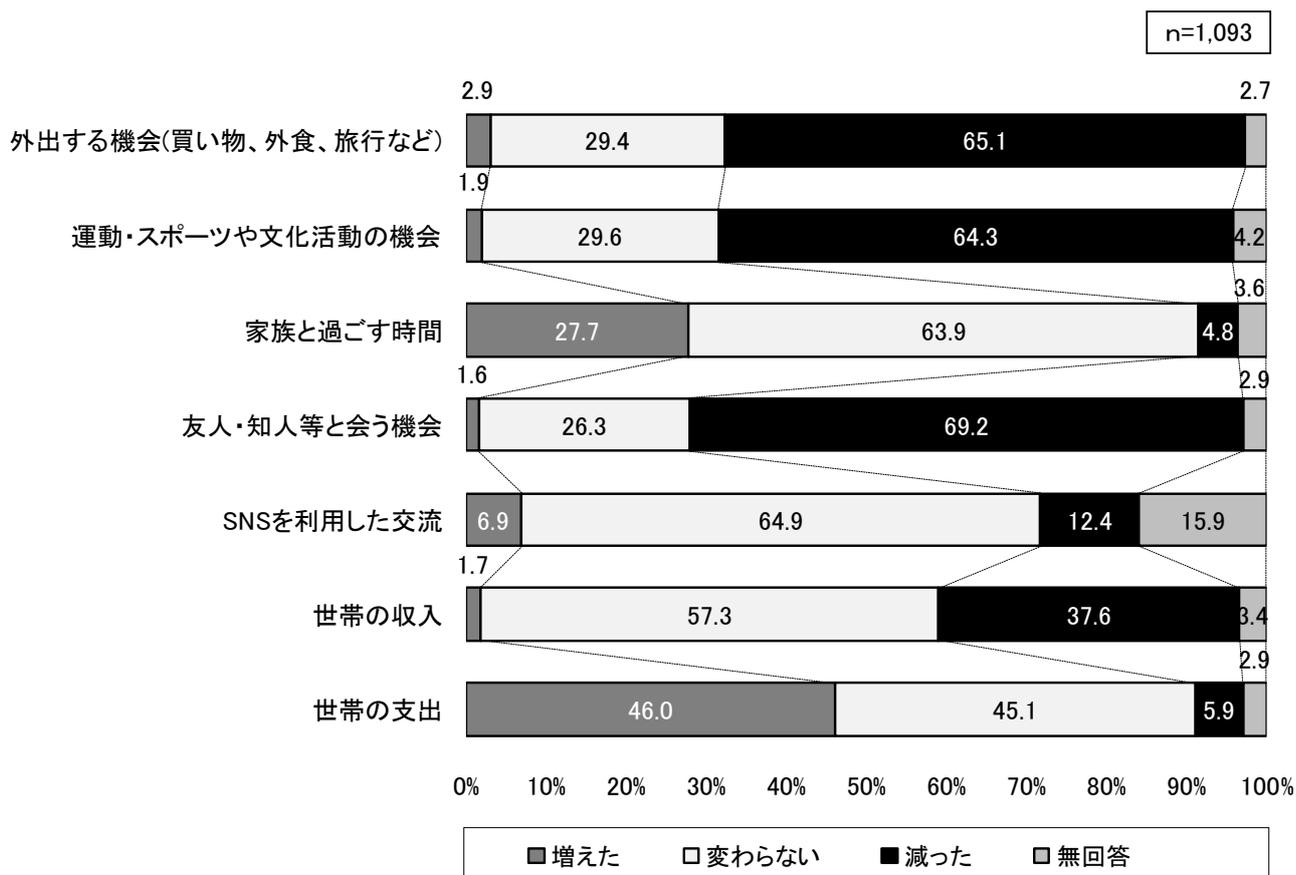


(9) 新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化について

新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化について、「増えた」の割合が高い項目は「世帯の支出」(46.0%)、「家族と過ごす時間」(27.7%) などとなっています。

一方、「減った」の割合が高い項目は、「友人・知人等と会う機会」(69.2%)、「外出する機会(買い物、外食、旅行など)」(65.1%)、「運動・スポーツや文化活動の機会」(64.3%) などとなっています。

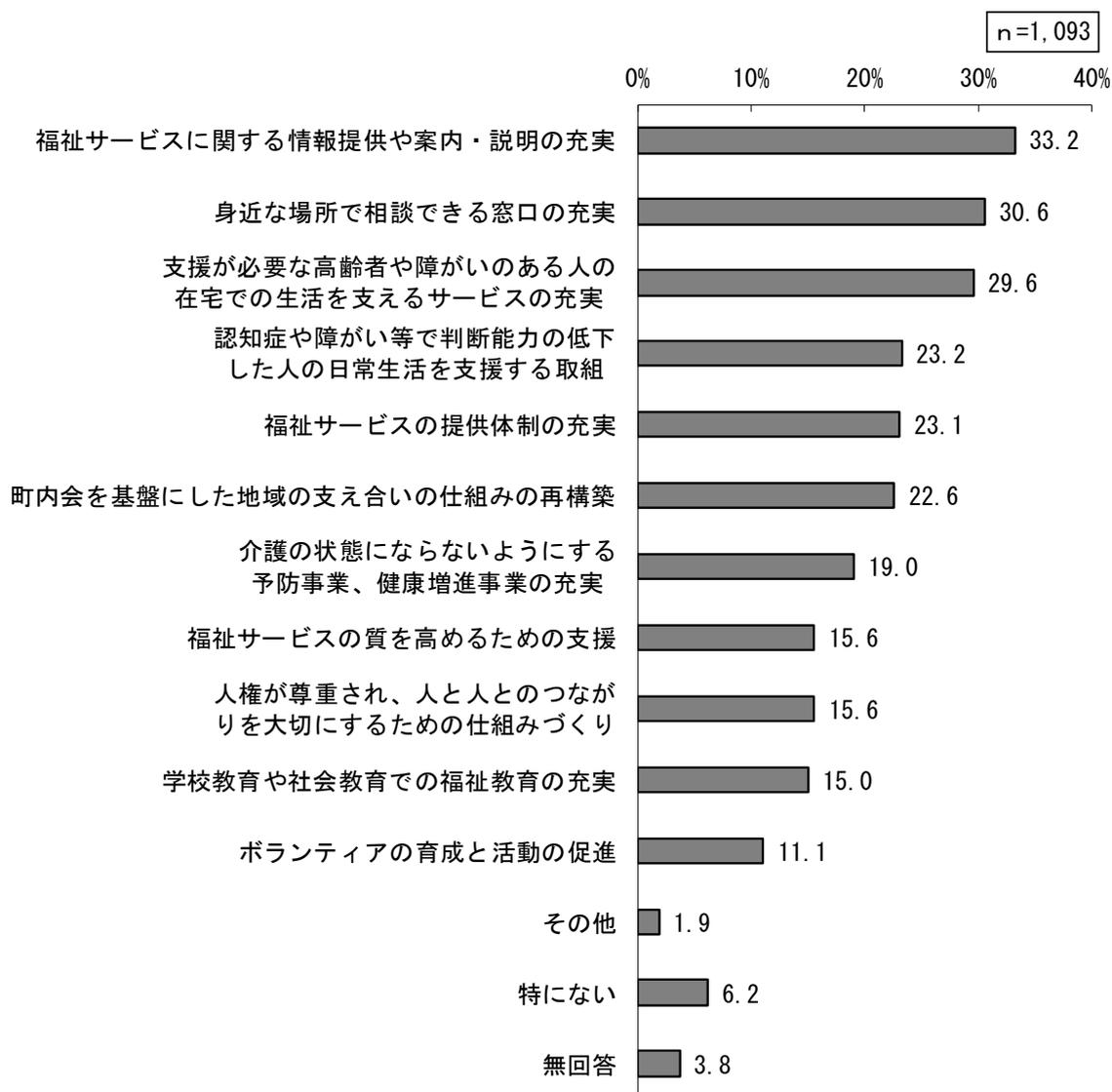
■新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化



(10) 町が優先的に取り組むべきことについて

福祉施策で町が優先的に取り組むべきことについて、「福祉サービスに関する情報提供や案内・説明の充実」が 33.2%で最も高く、次いで「身近な場所で相談できる窓口の充実」(30.6%)、「支援が必要な高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支えるサービスの充実」(29.6%)と続いています。

■町が優先的に取り組むべきこと

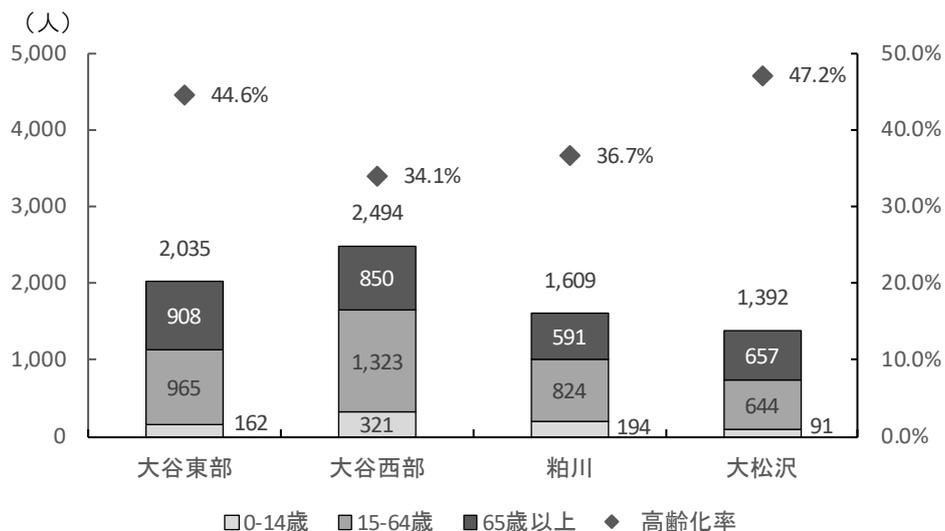


4 各地区の状況

(1) 人口・世帯

地区別の人口をみると、大谷西部地区は人口が最も多く、他の地区と比べて高齢化率が低く、若い世代の割合が高い地区となっています。大松沢地区は人口が最も少なく、高齢化率が最も高い地区となっています。

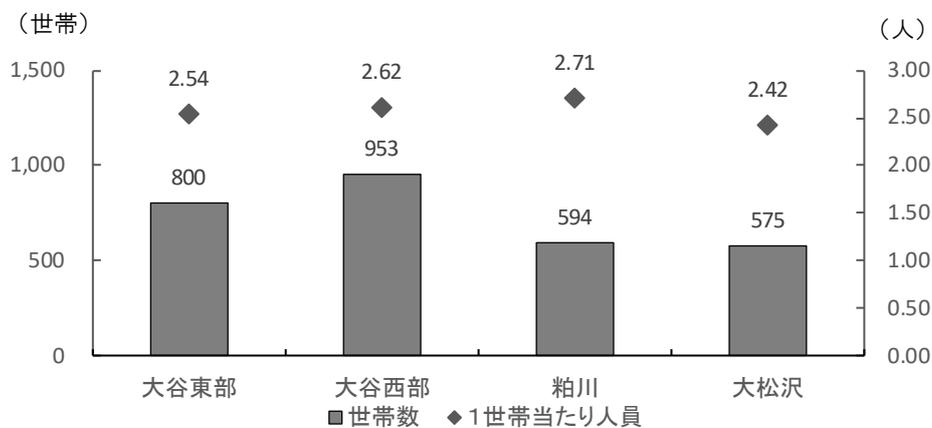
■地区別人口・高齢化率の比較



出典：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

地区別の世帯の状況をみると、世帯数は大谷西部地区が最も多く、大松沢地区が最も少なくなっています。1世帯当たり人員も大松沢地区が最も少なく、上のグラフで高齢化率が高いことから高齢者のひとり暮らし世帯が多いことがうかがえます。

■地区別世帯数・1世帯当たり人員の比較



出典：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

(2) アンケート結果からみる各地区の特徴

① 生活環境について

買い物のしやすさの変化について、大谷西部地区では、他の地区に比べて「良くなった」の割合が高く、大松沢地区では、他の地区に比べて「良くなった」の割合が低く、「悪くなった」の割合が高くなっています。

■買い物のしやすさの変化

	n	良くなった	あまり変わらない	悪くなった	無回答
全体	1093	10.7	77.3	9.4	2.6
大谷東部	422	7.1	79.9	10.2	2.8
大谷西部	404	16.6	73.8	6.9	2.7
粕川	161	10.6	78.9	9.3	1.2
大松沢	88	3.4	76.1	17.0	3.4

② 近所づきあいについて

近所づきあいの程度について、大谷東部地区では、他の地区に比べて「親しく付き合っている」の割合が高く、「会えばあいさつをする程度」の割合が低くなっています。

■近所づきあいの程度

	n	親しくつきあっている	地域の行事のときだけつきあっている	会えばあいさつをする程度	つきあいはほとんどない	無回答
全体	1093	25.5	25.9	41.4	5.3	1.9
大谷東部	422	29.1	27.7	35.5	4.7	2.8
大谷西部	404	23.8	22.5	46.0	6.4	1.2
粕川	161	21.7	29.2	44.7	2.5	1.9
大松沢	88	22.7	25.0	43.2	8.0	1.1

③ 地域活動について

自分の地域では地域活動が活発だと思うかどうかについて、大谷東部地区及び粕川地区では、他の地区に比べて「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『思う』の割合が高くなっています。

また、自分の地域は環境美化活動に熱心であると思うかどうかについて、大松沢地区では、他の地区に比べて『思う』の割合が高くなっています。

参加している地域活動の分野について、大谷東部地区では、他の地区に比べて「防災訓練や災害援助活動」の割合が高く、大松沢地区では、他の地区に比べて「防犯や交通安全など生活安全の活動」の割合が高くなっています。

■自分の地域では地域活動が活発

	n	そう思う	ややそう思う	あまり思わない	思わない	無回答
全体	1093	5.7	32.8	46.0	13.0	2.5
大谷東部	422	7.1	35.1	42.7	10.9	4.3
大谷西部	404	3.5	30.9	47.5	16.3	1.7
粕川	161	6.8	36.6	47.8	8.7	0.0
大松沢	88	8.0	26.1	53.4	11.4	1.1

■自分の地域は、環境美化活動に熱心である

	n	そう思う	ややそう思う	あまり思わない	思わない	無回答
全体	1093	9.9	40.6	37.0	10.2	2.3
大谷東部	422	10.9	38.2	39.1	8.8	3.1
大谷西部	404	7.9	40.3	36.1	13.6	2.0
粕川	161	12.4	42.9	34.8	8.7	1.2
大松沢	88	10.2	50.0	31.8	6.8	1.1

■参加している地域活動の分野

	n	健康づくりの活動	高齢者への支援	障がい児・障がい者への支援	子育て支援	生涯学習・スポーツ活動
全体	464	12.7	6.5	0.9	2.2	10.6
大谷東部	187	16.0	10.2	0.5	2.1	10.7
大谷西部	160	8.1	3.1	1.3	2.5	10.0
粕川	71	11.3	1.4	1.4	0.0	9.9
大松沢	40	15.0	10.0	0.0	5.0	12.5
	n	町内会などの地域活動	防犯や交通安全など生活安全の活動	リサイクルや清掃など環境活動	防災訓練や災害援助活動	その他
全体	464	70.7	11.4	43.5	32.5	3.0
大谷東部	187	74.9	9.1	42.2	42.2	1.6
大谷西部	160	60.6	11.9	41.9	27.5	5.6
粕川	71	80.3	9.9	49.3	22.5	0.0
大松沢	40	75.0	25.0	42.5	25.0	5.0

5 地域福祉における課題

(1) 地域におけるつながり・支え合いの充実

アンケート調査の結果では、近所の人とのつきあいの程度について、「会えばあいさつをする程度」が4割程度で最も高く、特に若い世代で近隣関係が希薄化している状況がうかがえます。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、友人・知人等と会う機会や外出する機会、運動・スポーツや文化活動の機会が減ったと回答した人の割合が6割半ばから7割近くに上り、ここ5年間で「地域での支え合い」や「ご近所づきあい」が「悪くなった」と回答した人の割合が高くなっています。一方で、8割の人が地域の課題に対して、住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係が「必要だと思う」と回答しており、地域での支え合いの重要性は認識されています。

こうしたことから、コロナ禍で失われたつながりを再生し、いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要です。さらに、1人暮らし高齢者世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、地域全体で見守り、支えていく必要があります。

(2) ボランティア活動の活性化

今後ますます高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域福祉の推進に当たってはその担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者をはじめ、より多くの住民が「支え手」となっていくことが不可欠です。

アンケート調査の結果をみると、地域活動やボランティア活動に参加するための条件・状況について、「時間に余裕ができれば」に次いで「一緒に活動する仲間がいたら」の割合が高く、「短時間でできることなら」も上位にきています。また、手助けできること、頼みたいことのいずれも、「安否確認や声かけ」、「話し相手や相談相手」が上位にきており、適切なマッチングにより地域の支え合いの活性化が可能であることを示唆しています。

こうした現状、意向等を踏まえつつ、福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、手助けを必要としている人の把握に努め、手助けができる人につなげるための仕組みの構築が必要です。

(3) 相談しやすい窓口の充実と包括的な相談支援体制の構築

人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化等を背景に、抱えている困難や課題が複合化・複雑化する中、国は包括的な支援体制の整備を促進しています。アンケート調査では、地域生活の中で悩んだり、困ったりしたときの相談先について、公的機関や専門職はいずれ

も1割未満となっています。また、町が福祉施策として優先的に取り組むべきこととして、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が上位にきています。

相談窓口・機関等の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。そのためにも、多様な機関や団体、企業・事業所等が交流し、意見交換や情報共有をしていく場を設けていくことが重要です。

(4) 必要な支援や福祉サービスを利用できる体制の確保

困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくことができるためには、支援を必要としている人を必要な支援に適切につなげていくことが重要です。介護保険サービスや障害福祉サービスなどでは、ケアマネジメントや相談支援が制度化されており、質の向上により適切なサービス提供につなげていく必要があります。また、高齢化や核家族化、女性の就労意向の高まり等から介護や保育ニーズが高まっており、ニーズに対応した提供体制の確保が求められています。

アンケート調査の結果では、福祉サービスの利用において、「不便や不満を感じたことはない」の割合が最も高くなっていますが、「サービスに関する情報が入手しにくい」、「どこに申し込めばよいかわからなかった」等の不満も上位にきており、サービス利用における十分な情報提供や周知等が課題といえます。

必要な支援・サービスにつなげていくためにも、きめ細かな情報提供及びケアマネジメント・相談支援の充実を図るとともに、支援ニーズの把握に努めつつ、生活支援コーディネーターの活用など、支援が必要な人と適切な支援をつなぐ仕組み・機能のより一層の充実を図っていく必要があります。

(5) 成年後見制度の利用促進

超高齢社会を迎え、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うためには、成年後見制度の利用を促進していくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、「よく知っている」もしくは「少し知っている」と回答した人は3割半ばであり、利用意向をうかがったところ、「わからない」と回答した人が4割半ばとなっています。

成年後見制度の周知及び理解促進を図りつつ、必要に応じた支援・制度の利用促進につなげていくことができる体制を構築・強化していく必要があります。

(6) 災害時等の安全・安心を確保する体制の強化

度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることににおけるコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の視点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。

アンケート結果をみると、災害発生時に手助けが必要な人が近所に「いる」と回答した人が5割を超えています。また、災害時に備えて地域で取り組むとよいと思うことについて、約6割の人が「日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認」と回答しています。さらに、近所で手助けできること、頼みたいこととして「災害時の手助け」の割合が高くなっており、災害時に備えた助け合いの体制強化が求められています。

今後ますます高齢化が進むことが見込まれる中、災害時の避難行動等に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで具体的な協力体制を構築していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少・少子高齢化や核家族化、近隣関係やつながりの希薄化、社会経済環境の複雑化等を背景に、抱えている課題や困りごとが複雑化、複合化している今、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現と「誰一人取り残さない」包括的な支援体制の充実が求められています。

本町は、総合計画においても、住民一人ひとりや地域による主体的な活動を重視したまちづくりを推進しています。地域福祉の分野においても、こうした自助・共助によるまちづくりに加え、幅広い分野の関係機関が連携し、一人ひとりの課題に寄り添いながら必要な支援につなげていくための体制の構築・強化を図っていく必要があります。

そこで、本計画における基本理念を「誰もが地域の中でつながり、自分らしくいきいきと安心して暮らせるよう、共に支え合うまち」とし、誰もが地域の中につながりと生きがいを持ち、また、多様な主体がそれぞれの強み・機能を生かしつつ連携・協働することで、支援が必要な人を包括的に支え合うことができる地域社会を目指します。

誰もが地域の中でつながり、

自分らしくいきいきと安心して暮らせるよう、

共に支え合うまち

2 基本目標

基本理念に基づき、目指す姿の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域・人をつなぐ仕組み・体制の構築・強化

地域の中に居場所があり、様々な交流活動等を通じたつながりを創出します。また、複雑化、複合化する課題を受け止め、必要な支援につなぐことができるよう、一人ひとりが抱えている悩みや困りごとに気づき、地域における福祉課題を把握・共有しながら、多様な主体が連携して支えていく体制・仕組みの構築を図ります。

[関連SDGs]



基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成

地域福祉の担い手を確保し、地域福祉活動の活性化を図るため、住民の福祉に対する意識醸成を図りつつ、関係機関・団体等と連携しながら、専門的人材や福祉従事者、ボランティア等の確保・養成に努めるとともに、地域で活動する団体等の活動を支援し、その活性化を図ります。

[関連SDGs]



基本目標3 必要な支援を適切に受けることができる体制の整備・充実

一人ひとりが状況に応じた必要な支援を受け、適切なサービスを選択し、利用することができるよう、ケアマネジメント・相談支援体制の強化を図るとともに、福祉サービス提供基盤の確保及び質の向上に努めます。併せて、必要な人に確実に届く情報提供の充実を図ります。

[関連SDGs]



基本目標4 安全・安心な暮らしの確保

年齢や性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての人の尊厳と権利を守るため、成年後見制度の利用促進や虐待防止対策の強化、生活困窮者に対する支援の充実に取り組みます。また、安全に安心して暮らしていくことができるよう、災害時の避難行動支援や再犯防止に向けた取組、防犯対策など、地域全体で見守り、支える体制の強化を図ります。

[関連SDGs]



3 施策体系

基本目標ごとに推進する主な施策は以下のとおりです。

基本目標1 地域・人をつなぐ仕組み・体制の構築・強化

- 1-1 地域における居場所づくりの推進
- 1-2 多様な交流活動の促進とつながりの創出
- 1-3 連携ネットワークと包括的な相談支援体制の強化

基本目標2 地域福祉を担う人材の確保・育成

- 2-1 福祉意識の醸成
- 2-2 地域における支え合い活動の活性化
- 2-3 福祉人材の確保・育成

基本目標3 必要な支援を適切に受けられる体制の整備・充実

- 3-1 ケアマネジメント体制・コーディネート機能の強化
- 3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上
- 3-3 情報提供の充実

基本目標4 安全・安心な暮らしの確保

- 4-1 成年後見制度等の利用促進（成年後見制度利用促進計画）
- 4-2 虐待防止対策の強化
- 4-3 生活困窮者支援の充実
- 4-4 災害時支援体制の強化
- 4-5 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）
- 4-6 安全・安心な地域環境の整備

第5章 施策の展開

基本目標1 地域・人をつなぐ仕組み・体制の構築・強化

1-1 地域における居場所づくりの推進

■施策が目指す姿■

誰もが地域の中で孤立することなく、気軽に集い、自分らしく過ごすことができる居場所がある。

■施策の方向■

- 子どもたちが地域の中で安全に安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、町ホームページ等を通じて既存の居場所の周知を進め、利用を促進します。
- 介護予防や社会参加、地域づくりや交流を目的とした「通いの場」の充実やひとり暮らし高齢者の交流の場づくりを推進します。
- 障がい者の生きがいづくりや社会参加を促し、一人ひとりの個性や能力を發揮しながら過ごすことができる日中活動の場の充実に努めます。
- 高齢者や障がい者を介護している家族が孤立することなく、悩みや相談、情報交換ができる場の充実に努めます。
- ひきこもり状態にある本人と家族の居場所づくりを推進します。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により日中家庭にいない小学1～6年生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図ります。	町民課
地域介護予防活動支援事業	高齢者が自主的に行っている活動などに講師派遣や活動協力・支援等を行います。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
認知症カフェの開催	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など誰でも気軽に集える認知症カフェを開催します。	保健福祉課 地域包括支援センター
ほのぼの会の開催	外出の機会が少ないひとり暮らしの高齢者の閉じこもり防止や地域交流の場として「ほのぼの会」を開催します。	社会福祉協議会
介護者の集い	在宅で介護している家族が日頃の疲れを癒し、交流することができる機会を設けます。	社会福祉協議会

事業名	事業概要	担当部署
障害福祉サービス (日中活動系サービス)	障がいのある人が在宅等から施設に通い、目的に応じた日中活動を提供する日中活動系サービスの充実を図ります。	保健福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	保健福祉課
フリースペース「ふらっとてらす」	仕事に就いていない、学校に行っていないなど、長くひきこもっている方が、社会参加への第一歩として、安心・安全に過ごせる居場所、フリースペース「ふらっとてらす」を運営します。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の「居場所」に関心を持ちましょう。 ○ 自分にあった地域の「居場所」を探し、参加してみましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気軽に集い、安心して自分らしく過ごすことのできる「居場所」づくりに取り組みましょう。 ○ 運営者は、参加者の特性等についての理解や専門性を高め、参加者の安全・安心を守りましょう。

1-2 多様な交流活動の促進とつながりの創出

■施策が目指す姿■

年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様な交流活動を通じて相互に理解し、お互いを思いやりながら、つながりを持つことができている。

■施策の方向■

- サロン活動やグループ活動、子育てサークルなど住民が主体となって活動する団体やグループ等に対し、活動拠点や活動資金、運営にかかるノウハウの提供等の支援を行い、その活性化を図ります。
- 当事者同士や幅広い年代、障がいの有無等にかかわらず集い、交流することができる場の充実に努めます。
- 外国人や外国につながる子ども等が地域の中で孤立することなく、つながりを持つことができるための支援や相互理解の促進、交流の場づくりを推進します。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
地域子育て支援拠点事業	「大郷町子育て支援センター」において、子育て家庭の親とその子どもを対象とした育児相談、子育てサークルの支援、施設開放、施設文庫、広報などを実施します。	町民課
子ども会活動の支援	各地区の子ども会活動を支援します。また、こうした中からジュニア・リーダーの積極的勧誘・育成を行います。	社会教育課
児童館等における交流事業	児童が自由に来館し、伝統継承活動や読み聞かせを通じて、高齢者と児童の交流を行うなど、異年齢児や世代間の交流を促進します。	町民課
老人クラブ活動費補助	高齢者の生きがい対策と福祉の向上を図るため、老人クラブの活動経費の補助を行います。	保健福祉課
いきいき百歳体操応援事業	介護予防と社会参加、地域づくりや交流を目的に、住民が主体となった「いきいき百歳体操」を実施するグループに対する活動支援を行います。	保健福祉課
介護予防普及啓発事業	高齢者の居場所づくり、社会参加を目的とした各種教室を事業所等に委託し開催します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域介護予防活動支援事業(再掲)	高齢者が自主的に行っている活動などに講師派遣や活動協力・支援等を行います。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
イベント・学習会・スポーツ大会等の開催	年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず幅広い町民が参加できる各種イベントや学習会、スポーツ大会等を開催します。	社会教育課 保健福祉課 町民課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 地域のグループ活動、通いの場などの自主的な活動や行政区、子ども会、老人クラブなどの地域活動に積極的に参加しましょう。○ 隣近所や知り合い、友だちに、地域で行われる様々な活動への参加を呼びかけましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 地域にある資源を活用しながら、町民同士で集まる機会を増やしましょう。○ 幅広い人が気軽に参加できるイベントの開催や自主グループ活動の活性化を図りましょう。○ 新たな通いの場や交流拠点の創出に取り組みましょう。

1-3 連携ネットワークと包括的な相談支援体制の強化

■施策が目指す姿■

一人ひとりの困りごとや課題に寄り添い、包括的かつ継続的に支援できる体制ができ、必要な支援・サービスにつながっている。

■施策の方向■

- 保健、福祉、医療、教育、雇用、法律などの多様な分野の関係機関・団体や様々な専門職による連携ネットワークを構築し、地域における福祉課題の共通理解を図るとともに、本人や家族などの状況に応じた包括的できめ細かな支援につなげます。
- 地域における支援ニーズを把握し、既存の地域資源の活用や新たな資源を掘り起こしながら、地域ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを行います。
- 地域子育て支援センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど、相談支援に係る関係機関の連携を強化しつつ、複合的な課題を抱えた人に対し、包括的で継続的に支援することができる相談支援体制の整備を推進します。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
子育て支援ネットワークの形成	社会教育課を中心に、学校・認定こども園・小規模保育施設・子育て支援センター・関係機関などによる子育てネットワークを形成し、課題の共有等を行い、町内の子育て支援の連携を強化します。	学校教育課 社会教育課 町民課
要保護児童等虐待防止連絡協議会の開催	子ども・障がい者・高齢者の虐待に対して、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携し、当事者や家族への援助の方法や対策を代表者会議及び実務者会議で協議します。	保健福祉課 町民課
利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。	町民課
地域ケア会議の開催	民生委員・児童委員や行政区の地域の支援者・団体や専門的視点を持つ多職種が参加する「地域ケア会議」を開催し、高齢者の個別課題の解決に向けた「個別ケース」の検討等を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター
総合相談支援事業	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげます。	保健福祉課 地域包括支援センター
協議体の設置・運営	生活支援・介護予防サービスの充実した展開を図るため、多様なサービス提供主体や様々な地域住民が参画し、話し合う場として「協議体」を設置・運営します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)

事業名	事業概要	担当部署
在宅医療・介護連携事業	県や黒川地区医師会、近隣市町村、医療機関、介護関係者等と協力しながら在宅医療や介護サービス提供体制の構築を推進します。	保健福祉課
自立支援協議会の実施	富谷市・黒川地域自立支援協議会において、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行います。	保健福祉課
重層的相談支援体制整備事業	行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会・関係機関・地域（行政区長や民生委員など）が協力し地域全体で課題解決をしていく仕組みづくりとして「重層的支援体制整備事業」を進めます。	保健福祉課 町民課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困った時に相談できる人や相談窓口を知っておきましょう。 ○ 知り合いや隣近所に困りごとを抱えている人がいたら、信頼できる人や相談窓口にご相談しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を通じて地域で困りごとを抱える人を把握し、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげましょう。 ○ 行政や関係機関・他団体との関わりをもち、情報交換や意見交換を行う場に積極的に参加しましょう。

基本目標 2 地域福祉を担う人材の確保・育成

2-1 福祉意識の醸成

■施策が目指す姿■

地域住民の福祉に対する関心が高まり、違いを理解し、個性を尊重し、正しい知識を身に付け、共に支え合っていく意識が醸成されている。

■施策の方向■

- 広報紙やホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用し、地域福祉に関する啓発記事や各種情報、各主体の取組状況を発信し、地域住民や事業所に地域福祉への関心を喚起し、普及啓発を図ります。
- 学校や地域において、福祉関連団体・施設などと連携し、各種講座・研修や様々な体験を通じて地域福祉に対する関心を高め、正しい知識の普及と福祉の心の醸成を図ります。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
多様な媒体を通じた啓発	広報紙やホームページ、SNS等を活用し、福祉に関する様々な情報や正しい知識の普及を図ります。	保健福祉課
オレンジ新聞の発行	認知症についての情報や認知症施策を記載した「オレンジ新聞」を定期的に発行します。	保健福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する相談・支援や認知症についての正しい理解の普及を目的として「認知症サポーター養成講座」を開催します。	保健福祉課
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な機関につなぐなど、適切な対応ができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。	保健福祉課
学校における福祉教育の推進	特別活動の時間や「総合的な学習の時間」などを活用しながら、福祉に関する理解を深めるための教育を推進します。	学校教育課 社会福祉協議会
生涯学習における福祉教育の推進	講座や学習会の開催など、町民を対象とする各種福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚を図ります。	中央公民館

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の住む地域や近隣の人に関心を持ちましょう。○ 地域福祉に関する記事や地域での取組に関心を持ちましょう。○ 福祉に関する講座に積極的に参加しましょう。○ 各種講座や研修、体験で得たことを家族や知人に話したり、実践しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 地域活動や事業活動において、福祉に関する体験・学習機会を設けましょう。○ 学校や地域が実施する福祉教育やボランティア体験活動等に協力しましょう。○ 活動内容をホームページやSNSなどを活用して積極的に発信し、町民の地域福祉に対する関心を喚起しましょう。

2-2 地域における支え合い活動の活性化

■施策が目指す姿■

すべての町民が隣近所や地域のことを気かけ、お互いに声を掛け合いながら助け合い、ボランティアやサポーター等の支え合い活動に参加している。

■施策の方向■

- 各種講座・研修の実施や参加促進、ボランティア活動に関する情報提供などにより、ボランティアの育成を図ります。
- 住民主体のサロン活動、グループ活動の支援を通じて、活動を牽引することのできる人材の養成に努めます。
- 地域活動に必要な費用の助成や活動の場の提供、会員の確保支援や研修会の実施など、地域で活動する団体を支援し、活性化を図ります。
- 支援が必要な人と支援ができる人とのマッチングなど、住民相互の支え合い活動の充実を図ります。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
ボランティア活動の促進	ボランティアに関する情報誌の発行や登録の推進、広報啓発活動、ボランティア講座の開催、ボランティア機会を提供する施設等に関する情報提供等により、町民のボランティア活動への関心の喚起と活動促進を図ります。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
地域介護予防活動支援事業(再掲)	高齢者が自主的に行っている活動などに講師派遣や活動協力・支援等を行います。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
生活支援コーディネーターの配置	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、配置します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
協議体の設置・運営(再掲)	生活支援・介護予防サービスの充実した展開を図るため、多様なサービス提供主体や様々な地域住民が参画し、話し合う場として「協議体」を設置・運営します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティアセンターの運営	個人・団体・企業・施設等の「ボランティアをしたい」「ボランティアをしてほしい」をつなげる「ボランティアセンター」を運営します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 隣近所での声掛けを行い、困りごとがあれば、自分ができる範囲で支え合しましょう。○ ボランティア活動に関心を持ち、情報を集め、積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 団体や事業所が持つ機能を地域福祉の資源として発揮しましょう。○ 団体同士の情報交換や連携して取り組む機会を増やしましょう。

2-3 福祉人材の確保・育成

■施策が目指す姿■

福祉に関する理解が深く、高い専門性をもつ多くの人材が活躍し、一人ひとりに寄り添った支援に取り組んでいる。

■施策の方向■

- 関係機関等と連携し、福祉に対する興味・関心を高めるための体験機会を創出するとともに、介護士や手話通訳者など、福祉を担う人材が働きやすい職場づくりの促進等に取り組み、福祉人材の確保に努めます。
- 福祉に関する研修の開催や県等が実施する各種研修・講座等の情報提供等を行い、専門性の向上を図ります。
- 認知症高齢者を支える認知症サポーターや自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーなど、福祉について理解し、支えることのできる人材を養成するための講座を開催します。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
介護人材の確保	介護職の魅力発信や外国人材の受入環境の整備促進等により、介護人材の確保に努めます。	保健福祉課
各種研修の実施及び情報提供	福祉に関する各種専門職に対する研修を実施するとともに、県や関係機関等が実施する各種研修・講座等の情報提供を行います。	保健福祉課
認知症サポーター養成講座（再掲）	認知症に関する相談・支援や認知症についての正しい理解の普及を目的として「認知症サポーター養成講座」を開催します。	保健福祉課
ゲートキーパー養成講座（再掲）	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な機関につなぐなど、適切な対応ができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	○ 地域福祉に関心を持ち、自らが持つ経験や知識、技能を地域福祉活動に生かす取組に協力しましょう。
地 域	○ 職員や会員の研修会への参加を促し、知識の習得や専門性の向上を図りましょう。 ○ 福祉人材の育成・確保に向け、働きやすい職場環境の充実に努めましょう。

基本目標3 必要な支援を適切に受けられる体制の整備・充実

3-1 ケアマネジメント体制・コーディネート機能の強化

■施策が目指す姿■

支援を必要とする人が、それぞれの状況や意向等に応じて適切な支援・サービスを受けることができている。

■施策の方向■

- 一人ひとりの状況に応じて必要な支援・サービスを適切に利用できるよう、適切なケアマネジメントや相談支援の実施に向けた取組を推進します。
- 様々な専門職による顔の見える関係づくりを促進しながら、多職種協働による一人ひとりの状況にあったケアマネジメント・相談支援を推進します。
- 地域資源の把握や掘り起こしを行うとともに、地域の福祉ニーズに対応したサービスの提供等につなげるコーディネーター機能の強化を図ります。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、こども家庭センターにおいて相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。	町民課
介護予防支援・居宅介護支援事業所への指導	居宅サービス計画の作成や、サービス事業所との連絡調整などを行う居宅介護支援事業所への実地指導を行います。	保健福祉課
介護予防ケアマネジメント事業	自立支援・介護予防に向けて事業対象者を把握するとともに、対象者に対し、アセスメント・ケアプラン作成を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター
包括的・継続的ケアマネジメント事業	ケアマネジャーへの支援・助言やケアマネ・ケアスタッフ定例研修会の開催、医療介護連携の充実に向けた地域包括ケア専門部会の研修等を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター
地域ケア会議・個別ケア会議	定期的に「地域ケア会議」を開催し、高齢者の個別課題の解決に向けた「個別ケース」の検討等を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター
生活支援コーディネーターの配置（再掲）	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、配置します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)

事業名	事業概要	担当部署
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。	保健福祉課 相談支援事業所
基幹相談支援センターによる指導・助言等の実施	基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や個別事例の支援内容の検証等を行います。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	○ サービスや事業所の情報を収集し、利用に際して適切な選択に努めましょう。
地 域	○ ケアマネジャーや相談支援専門員の育成に努め、自立支援に資するケアマネジメントを行いましょう。 ○ 支援困難事例は、地域包括支援センターや基幹相談支援センターに相談しましょう。

3-2 サービス提供基盤の確保と質の向上

■施策が目指す姿■

地域の支援ニーズに対応したきめ細かな福祉サービスを提供できる事業所が整備され、利用者が安全に安心して利用することができる。

■施策の方向■

- 本人、家族からの相談やアンケート調査、訪問活動、協議体での検討など、様々な機会を通じて地域における支援ニーズの把握に努めます。
- 人口構造や地域社会環境の変化、支援ニーズなどを踏まえ、各種サービスの必要量を適切に見込みつつ、県とも連携しながら、必要なサービス提供基盤を確保できるよう努めます。
- 各種制度以外のサービスやインフォーマルサービスも含め、多様化する支援ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。
- サービス事業所に対する研修会や実地指導の強化により、サービスの質の向上を図るとともに、情報交換や先進事例の共有などを通じて、町内事業所におけるサービスの標準化を図ります。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
各種アンケート調査の実施	保育や介護、障害福祉サービス等の支援ニーズを把握するため、各種計画策定に当たってアンケート調査を実施します。	保健福祉課 町民課
地域密着型サービス運営委員会	6年毎のサービス事業所の指定更新の際に開催するとともに、重大事故があった際にも開催し、委員会意見を事業所へ提示することで、サービスの質の向上等に努めます。	保健福祉課
地域介護予防活動支援事業（再掲）	高齢者が自主的に行っている活動などに講師派遣や活動協力・支援等を行います。	保健福祉課 （社会福祉協議会）
各種研修会等への参加促進	国や県、各種福祉団体が開催する研修会への積極的な参加を促進します。	保健福祉課 町民課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 自身や家族を支えるために必要な支援・サービスを積極的に活用しましょう。○ サービス利用者は、事業所が行っている利用者の意見を聞く機会や外部の相談機関を活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズや事業環境を把握し、ニーズに応じた事業展開と安定的な経営に努めましょう。○ 利用者の意見を収集し、または、研修会や実地指導を通じてサービスの質の向上に取り組みましょう。○ 職員の専門性や資質向上のための取組を推進しましょう。

3-3 情報提供の充実

■施策が目指す姿■

福祉サービスや各種制度等についての情報がわかりやすく提供され、利用する人が主体的に選択する際の参考になっている。

■施策の方向■

- 広報紙や町ホームページ、SNSや福祉サービスガイドブックなどを活用し、各種制度やサービス、相談窓口の周知を図ります。
- 子どもや高齢者、障がいのある人など発信対象の特性を踏まえた媒体・機会の活用や表記を工夫するなど、必要な人に必要な情報が確実に届く情報発信に努めます。
- 自ら情報を得ることが困難な人が関係者から情報を得ることができるための体制づくりを進めます。

■主な取組・事業■

取組・事業名	取組・事業概要	担当部署
広報紙やホームページ、SNS等による情報発信	福祉サービスに関する情報について、広報紙やホームページ等において広く周知するとともに、SNSを活用し、対象者に対するきめ細かな情報発信を行います。	保健福祉課
福祉施設や学校等における情報提供	子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等が利用する施設、学校等において、各種支援制度や福祉サービス等についての情報提供を行います。	保健福祉課 学校教育課
こそだておうえんガイドブックの作成・配布	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、出産・子育てに関する各種支援制度や相談窓口等に関する情報を集約した「こそだておうえんガイドブック」を作成・配布します。	町民課
母子健康手帳アプリの活用	妊娠中の健康記録や子どもの成長記録のほか、乳幼児健診などのプッシュ通知や予防接種スケジュール管理等が行える「おおさと☆子育てアプリ」を活用し、母子保健に関するきめ細かな情報提供を行います。	町民課
介護保険パンフレットの作成・配布	介護保険パンフレットを作成、全戸配布を行い、介護保険制度の周知に努めるとともに、窓口等での相談の際にパンフレットを用いた説明やパンフレットの随時配布を行います。	保健福祉課
障がい福祉サービスガイドブックの作成	障がいのある方の地域生活を支援するために、障がい福祉制度の概要、各種相談窓口等をまとめた「障がい福祉サービスガイドブック」を作成、配布します。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 各種支援制度や福祉サービス、相談窓口を広報紙や町ホームページ、ガイドブックで情報収集しましょう。○ 町の公式SNSに登録するなど、情報収集しやすい媒体、ツールを積極的に活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 活動状況やサービス内容、イベント告知は、SNSなどを活用しながら積極的に情報発信しましょう。○ 年齢や障がい特性などに応じた表現や媒体を使い、わかりやすく伝わりやすい情報発信に努めましょう。

基本目標4 安全・安心な暮らしの確保

4-1 成年後見制度等の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

■施策が目指す姿■

認知症や知的障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある人が、必要に応じて適切に成年後見制度等を利用し、尊厳と権利が守られている。

■施策の方向■

- 必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度に対する理解促進を図るとともに、相談窓口を整備します。
- 権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげることができる仕組みとして、中核機関・チーム・協議会を構成要素とする地域連携ネットワークを構築します。
- 判断能力が十分でない人でも、財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることができるようにするため、各分野の関係機関と連携しながら、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の二一ズを把握し、利用促進を図ります。

■主な事業■

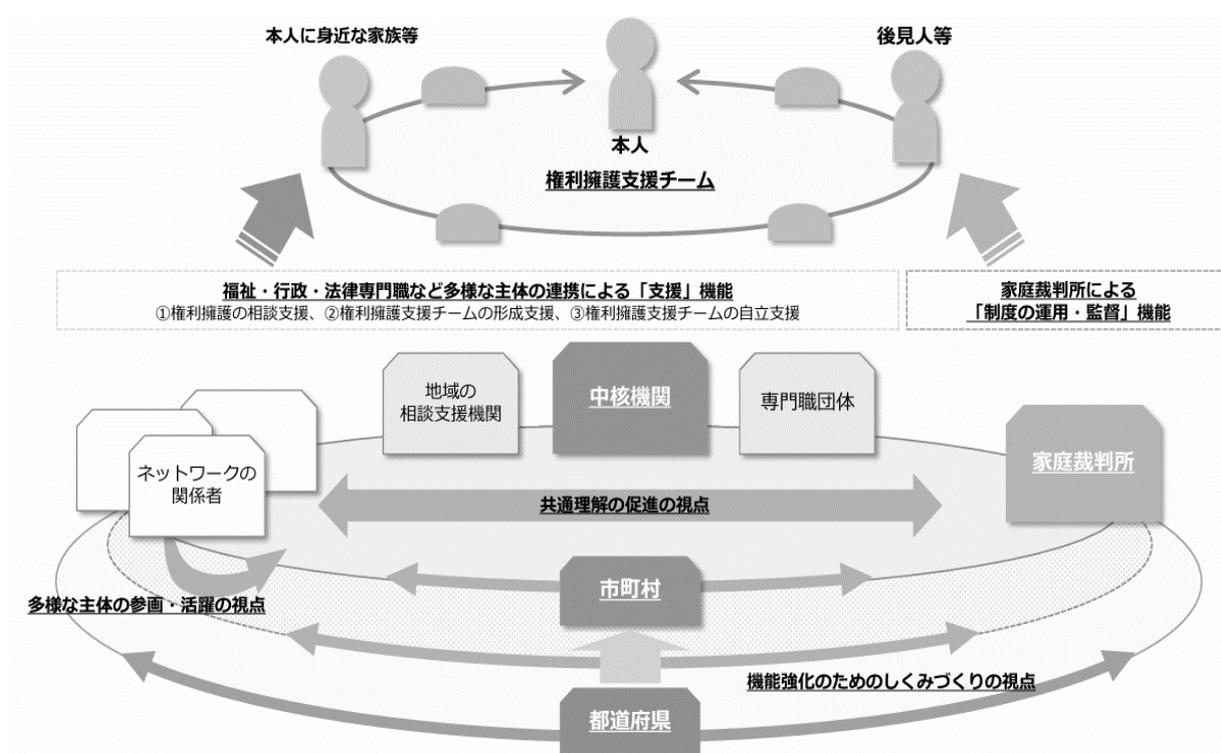
事業名	事業概要	担当部署
中核機関の設置・運営	本町の権利擁護支援の中核を担う機関として、①広報機能、②相談機能・アセスメント・支援検討、③利用促進機能、④後見人支援機能を持つ「中核機関」を設置・運営します。	保健福祉課
「チーム」による対応	中核機関には、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人による「チーム」を組織し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。	保健福祉課
協議会の設置・運営	「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行うとともに、「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する「協議会」を設置・運営します。	保健福祉課
町長申立ての適切な実施	身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際、町長による申立てを適切に実施します。	保健福祉課
任意後見制度の利用促進	周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めます。	保健福祉課

事業名	事業概要	担当部署
後見人等の担い手の確保・育成	適切な後見人等が選任、交代できるようにするため、多様な主体による後見業務等の担い手の確保・育成に努めます。	保健福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難な人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	保健福祉課
日常生活自立支援事業	日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示が困難な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行います。	社会福祉協議会

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関心をもち、情報収集しましょう。 ○ 本人や家族が必要な場合は、窓口で相談し、制度を活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を通じて、成年後見制度の利用が必要と思われる人を把握し、必要に応じて関係機関につなげましょう。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



出典：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

4-2 虐待防止対策の強化

■施策が目指す姿■

様々な虐待リスクに対し、社会全体で支えることによって虐待が予防され、発生した際には、迅速かつ適切な対応によって被虐待者が守られている。

■施策の方向■

- 広く虐待に対する理解や知識の普及啓発を図るため、広報紙や町ホームページへの啓発記事の掲載、ポスターの配布・掲示、各種講座・講演会の開催などを行います。
- 子育てや介護に対する不安・悩みに対する相談支援、地域とのつながりや支え合いに取り組むことにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。
- 各分野の関係機関が連携、情報共有し、虐待などの問題が心配される家庭の状況把握や虐待の早期発見、適切な対応に努めます。
- 虐待に対する理解を深めつつ、虐待の疑いを見聞きした場合の通報を促進し、早期発見に努めるとともに、関係者間での連携・情報共有するネットワークの強化を図り、適切な対応につなげます。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
虐待防止の啓発	虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、関係者の研修会への参加等により虐待について理解を深めるとともに、広報による啓発活動などにより、虐待防止に努めます。	町民課 保健福祉課
養育支援訪問事業	望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者など養育支援が特に必要な家庭に対し、自宅を訪問し、育児不安の解消や子育て方法などの助言等を行います。	町民課
要保護児童等虐待防止連絡協議会の開催（再掲）	子ども・障がい者・高齢者の虐待に対して、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携し、当事者や家族への援助の方法や対策を代表者会議及び実務者会議で協議します。	保健福祉課 町民課
ヤングケアラー支援	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者である「ヤングケアラー」について、関係機関等と連携し必要な支援につなげます。	町民課
権利擁護に関する協議会の開催	定期的に権利擁護に関する協議会を開催し、町内の福祉・高齢事業所のみならず、警察署も委員に加えて虐待対応等の協議を行います。	保健福祉課

事業名	事業概要	担当部署
権利擁護事業	地域包括支援センターにおいて虐待に関する相談を受け、関係機関と連携を図りながら、事実確認やコア会議等を実施し、緊急性の判断や今後の支援の方向性、支援の経過確認等を行います。	保健福祉課 地域包括支援センター

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な機会を通じて、子どもの発達、認知症、障がいの特性や虐待に関する理解を深めましょう。 ○ 虐待の疑いがある場合は、町役場や児童相談所、地域包括支援センターなどに通告・相談しましょう。 ○ 虐待をしてしまった、してしまいそうになった場合は、各種相談窓口にご相談しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や介護者の負担軽減、ストレス解消につながる活動を行いましょう。 ○ 活動・事業を通じて虐待の疑いを見聞きした場合は、町役場や児童相談所、地域包括支援センターなどに通告・相談しましょう。

4-3 生活困窮者支援の充実

■施策が目指す姿■

複合的な課題を抱え、経済的に困窮している人が、一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を受けながら、自立に向けて前向きに取り組んでいる。

■施策の方向■

- 生活に困窮している人の把握に努め、必要に応じて自立に向けた包括的な相談支援を行うとともに、就労支援や生活支援、住居の確保などの支援を行います。
- 各種相談窓口において、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて適切な支援につなげるなど、相談者に寄り添った相談支援を行います。
- 関係課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区やハローワークとの連携強化を図り、生活困窮者の早期発見や相談者に適した支援が行き届くよう取り組みます。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
生活困窮者自立支援事業	地域住民の最も身近な相談窓口である役場が初回面談を行いつつ、随時宮城県委託の自立相談支援センター宮城黒川事務所と連携を図り、各種事業の実施により自立を支援します。	保健福祉課
生活安定資金の貸付	低所得世帯（被保護世帯を含む）を対象としてその世帯の自立更生を援助し、生活安定を図ることを目的に少額な生活資金の貸付を行います。	社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付相談	他の貸付が利用できない低所得者世帯、障がい者が属する世帯、65歳以上の高齢者が属する世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を目的に税金を原資とする公的な貸付を行います。	社会福祉協議会
フードバンク事業	コープフードバンク及びふうどばんく東北 again と連携し、生活困窮などを理由に、一時的な食糧支援が必要な世帯に対する食糧の支援を行います。	社会福祉協議会
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭に対し、安定的な日常生活や自立に向けた相談や助言・指導、関係機関の紹介を行う他、各種手当・助成等による経済的支援を行います。	町民課
養護老人ホーム等への入所措置	環境上や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所・養護します。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮や子どもの貧困問題に関心を持ち、気にかけてみましょう。○ 生活に困窮した場合は、各種相談窓口にご相談しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 関係団体は、活動を通じて生活困窮の状況を把握し、必要に応じて関係機関につなげましょう。

4-4 災害時支援体制の強化

■施策が目指す姿■

災害時に誰もが安全に避難し、安心して避難生活を送ることができるよう、平時からの備えがあり、見守りや支え合いが行われている。

■施策の方向■

- 様々な災害を想定した防災訓練の実施や参加促進を図り、防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時の避難行動に配慮や支援が必要な人の把握や関係機関・福祉施設などとの連絡・情報共有体制の構築を図ります。
- 地域や事業所などの協力を得ながら、災害時に安全に避難するための協力体制の構築に努めるとともに、安心して過ごせる避難所運営に向けた取組を推進します。
- 社会福祉協議会及び多様な団体などと連携を図りながら、災害ボランティアセンター体制整備の強化に努めます。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
防災訓練の実施	大郷町総合防災訓練をはじめとする住民向け訓練や各種関係団体を含めた防災関連講習を実施します。	総務課
防災意識の啓発	広報紙やホームページ、SNS等を通じて防災意識の啓発や防災に関する知識の普及、平時からの準備の促進を図るとともに、各行政区自主防災組織研修会等に出向き、各種防災啓発を実施します。	総務課
自主防災組織との連携	各行政区の自主防災組織や女性防火クラブ、消防団等と連携し、平時の防止意識の醸成や災害時の早期避難の促進、避難所運営など支援体制の強化を図ります。	総務課
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時における避難行動要支援者台帳を作成し、関係機関と共有して災害時の対応に備えます。	保健福祉課
「個別計画」の作成	避難行動要支援者の避難を支援する際に必要な「個別計画」の作成に向け、自主防災組織や福祉関係者との連携を図ります。	保健福祉課
避難者の健康の確保	避難所設置時には、保健師による避難所アセスメントを実施し、避難所の環境評価を行うとともに、避難者の健康管理を実施します。	保健福祉課
福祉避難所の確保	福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握するとともに、施設の管理者と協定を結び、災害時に必要数の確保に努めます。	保健福祉課
災害ボランティアセンター設置・運営	社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置に関する覚書を締結し、災害時に委託してボランティアセンターを設置・運営します。	保健福祉課 (社会福祉協議会)

事業名	事業概要	担当部署
クーリングシェルターの確保	熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際に、住民等が暑熱を避けるための滞在場所として開放される施設を募集し、暑熱避難施設（クーリングシェルター）を確保するとともに、指定施設との連携を図ります。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生したときの避難行動を確認しましょう。 ○ 災害時の避難行動に支援が必要な人がいる場合、自分の身を最優先で守りつつ、できる範囲で協力します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動・事業を通じて、避難行動に支援が必要な人を把握しましょう。 ○ 団体・事業所の機能を生かした防災・減災対策や被災者支援を行いましょう。

4-5 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画）

■施策が目指す姿■

犯罪をした者等が地域の中で、様々な支援を受けながら、地域住民の理解と協力を得て、地域の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となっている。

■施策の方向■

- 再犯防止や更生保護に関する啓発記事の掲載、各種講座・講演会の開催等を通じて、刑期を終えて出所した人の人権が尊重され、犯罪をした者の立ち直りに対する理解促進を図ります。
- 関係機関と連携し、就職相談や就職後の定着支援、生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を行います。また、協力雇用主の開拓・確保等、雇用拡大に向けた取組を推進します。
- 犯罪をした高齢者や障がい者で、自立した生活を営む上で様々な困難を抱える人に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等と連携しながら相談支援を行います。
- 犯罪をした者等で、特にアルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える人に対し、医療機関や民間リハビリ施設等と連携し、回復に向けた継続的な支援を行います。
- 生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的自立や非行少年等の立ち直りに必要な支援を行います。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
再犯防止に対する理解促進	広報紙への啓発記事の掲載や再犯防止に関する講座・講演会の開催等により、再犯防止について理解を深めるための取組を行います。	保健福祉課
総合相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげるなど、適切な支援を実施します。	保健福祉課
基幹相談支援センターによる相談支援	基幹相談支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、障がい者の自立生活に向けて必要な支援・サービスにつなげるための相談支援を行います。	保健福祉課
生活困窮者自立支援事業（再掲）	地域住民の最も身近な相談窓口である役場が初回面談を行いつつ、随時宮城県委託の自立相談支援センター宮城黒川事務所と連携を図り、各種事業の実施により自立を支援します。	保健福祉課
依存症に関する相談窓口、各種教室等の情報提供	県が実施する依存症に対する相談窓口や依存症回復プログラム、依存症家族教室等について、様々な機会や媒体を通じて周知します。	保健福祉課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	○ 再犯防止について関心を持ち、理解を深めるための講演会等に参加しましょう。
地 域	○ 再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護活動を理解し、協力しましょう。 ○ 犯罪をした者等の就労や住居の確保に協力しましょう。

4-6 安全・安心な地域環境の整備

■施策が目指す姿■

誰もが交通事故や犯罪等の被害に遭うことなく、安全・安心に暮らしている。

■施策の方向■

- 広報紙や各種教室、講習会、SNSなどを通じて、防犯、交通安全に対する意識啓発を図るとともに、地域による見守り活動を促進し、犯罪被害や交通事故の防止に努めます。
- 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、犯罪や事故が起きにくい安全・安心な生活環境の整備を推進します。
- 本人や家族が被害に遭った場合の対応に関する情報提供や心のケアを行います。

■主な事業■

事業名	事業概要	担当部署
交通安全街頭指導の実施	交通安全などを図るため、地域ボランティア及び交通指導隊による街頭指導を実施します。	総務課
交通安全教室	認定こども園、小規模保育園、小学校に交通指導隊員を派遣し、交通安全教室を実施します。	総務課
各交通安全関連団体による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関による交通安全運動、交通事故防止運動を継続して実施します。	総務課
不審者対応マニュアルの作成と訓練等対策の充実	不審者対応マニュアルに基づき不審者対応訓練を実施し、不備等があった場合にはマニュアルの見直しを図り、子どもの安全確保に努めます。	学校教育課 町民課
保護者・地域との連携による防犯活動の促進	保護者や地域の住民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家」の設置や「子どもみまもり隊」による防犯活動を促進します。	総務課 学校教育課
防犯灯の設置	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の設置や防犯カメラの設置を進めます。	総務課
有害環境対策の推進	子どもの権利を侵害する有害環境（児童買春、ポルノ等）を防止するため、関係機関と連携しながら啓発事業を推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課
情報活用能力（リテラシー）の向上	インターネットやスマートフォンなど情報化社会を安全に利用するため、判断力の育成や被害防止対策など、学校や関係機関の協力のもと適切な教育・対策を講じます。	学校教育課
特殊詐欺被害防止対策	特殊詐欺被害防止機能付き電話機等を購入する満65歳以上の方に対して、購入費用の一部補助を実施します。	総務課
生活環境のバリアフリー化	公共施設を中心にバリアフリー化を図るなど、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	関係各課

■町民・地域に期待する役割■

町 民	<ul style="list-style-type: none">○ 交通ルールを守りましょう。○ 防犯対策に関心を持ち、実践しましょう。○ 地域の交通安全活動や防犯活動に参加しましょう。○ 防災訓練や交通安全・防犯教室に積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none">○ 防犯や交通安全に向けた見守り、啓発活動を行いましょう。○ 地域の防災訓練を実施したり、町の防災訓練に協力しましょう。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 町民の主体的な取組の促進

地域福祉に対する理解促進と意識啓発を図りつつ、町民一人ひとりが主体的に取り組むための働きかけを行うとともに、活動しやすい環境づくりと活動の活性化支援を行います。

(2) 関係機関・団体等との連携

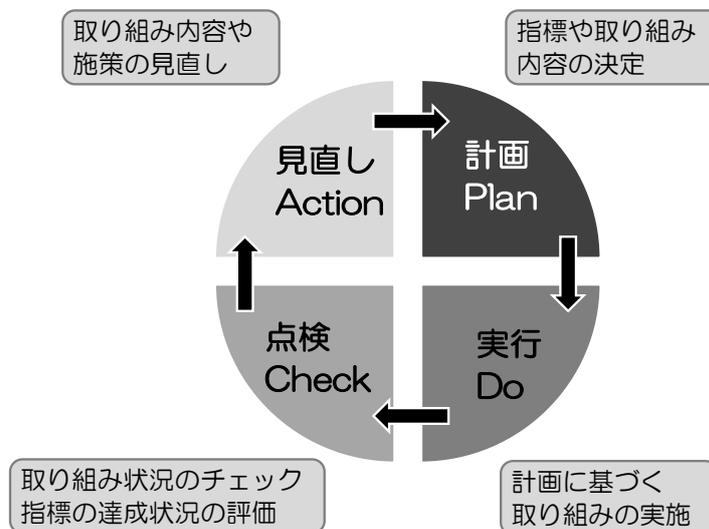
国・県や関係機関との情報交換・協力関係を強化するなど連携を図るとともに、町単独の取組だけでは不十分な事項については、国・県に対する積極的な働きかけを行います。また、地域の各種団体や企業・事業所による地域共生社会の実現に向けた主体的な取組を推進するとともに、連携・協働による取組を推進します。

(3) 庁内連携による施策の推進

計画の推進に当たっては、庁内関係各課相互の連携・調整を図り、全庁的な取組による総合的・効果的な施策を推進します。また、地域の福祉ニーズや課題等の把握、先進事例の調査・研究等を行い、施策の企画立案に努めます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、次期計画の更新に合わせて、本計画に掲げた施策の進捗状況や取組による成果、推進上の課題を担当部署において点検・検証するとともに、より効果的な取組を推進するため、P D C Aサイクルによる進捗管理を行います。



1 大郷町地域福祉計画推進協議会設置要綱

令和6年5月8日

告示第70号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく地域福祉計画の策定に当たり、地域住民等の意見を反映させるため、大郷町地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、大郷町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項、その他町長が必要と認める事項とする。

(委員)

第3条 協議会の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉及び保健関係団体を代表する者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するときまでとする。

(運営)

第5条 協議会は町長が招集し、進行役は保健福祉課長の職にある者をもって充てる。

(報償費等)

第6条 協議会に出席した委員には、予算の定めるところにより報償費を支給するものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員若しくは申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

2 大郷町地域福祉計画推進協議会委員名簿

任期・令和6年8月6日から計画策定完了まで

氏名	職名	区分	備考
大塚 潮	大郷町地域包括支援センター 所長	第1号	
仲野谷 仁	社会福祉法人みんなの輪 理事長	第1号	
児玉 幸司	一般社団法人めるくまーる 代表理事	第1号	
加藤 清人	特別養護老人ホーム郷和荘 園長	第1号	
内海 由也	羽生の丘・オーベルジュ 施設長	第1号	
鎌田 真智子	すくすくゆめの郷こども園 園長	第1号	
板宮 剛	大郷町行政区長会 会長	第2号	
高橋 鉄雄	大郷町民生委員児童委員協議会 会長	第2号	

3 用語解説

アルファベット	
SNS（えすえぬえす）	Social Networking Service の略で、インターネット上で人と人とがつながり、相互にやりとりしたり、手軽に情報発信できるサービスのこと。LINE やフェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムなどがある。
あ 行	
アセスメント	事前評価、初期評価のこと。ここでは、サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。
インフォーマルサービス	公的機関や制度に基づくものではない、家族や友人、地域住民、NPO 等による援助をいう。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関のこと。
ケアマネジメント	生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者のニーズを明確にし、必要な保健・医療・福祉サービスを提供するための計画や連絡調整を行うこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
さ 行	
生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。
な 行	
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。
は 行	
福祉避難所	災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶケースが多い。

大郷町地域福祉計画

発行日 令和7年3月

発行元 大郷町 保健福祉課

住 所 〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

連絡先 TEL 022-359-5507

FAX 022-359-3287

URL <https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/>